1 「特別措置法」残り2ヶ年の段階における行財政の状況

特別措置法」残り二ヵ年の段階に

大阪府下市町村「同和」事業における財政状況―

行

財

政

部落解放研究所研究部

し め に

過している。いる。でらに「同対審答申」がでてからも一一年以上を経いる。さらに「同対審答申」がでてからも一一年以上を経た「特別措置法」の期限も、残すところ既に二年を切って長年にわたる解放運動の共闘の結果昭和四四年制定され

ことはできる。で、生活環境改善を中心として、一定の前進をみたというで、生活環境改善を中心として、一定の前進をみたというて、各地で部落解放総合計画実現の闘いが展開されるなかての間、「同対審答申」及び「特別措置法」を武器とし

しかしながら、一定の前進をみたとはいっても、実際に

る。
まを全て完了させるとした目標が大巾に遅れた 結果 で あうところの前期五ヵ年で環境改善を中心とした基幹的な事うところの前期五ヵ年で環境改善を中心とした基幹的な事なお、部落は非常に劣悪な生活環境の中に置かれている。は「答申」一一年「特別措置法」八年以上を経過した今日は「答申」一一年「特別措置法」八年以上を経過した今日

われている大阪などにおいても例外ではない。 とのことは同和事業について、いわゆる「先進地」とい

別措置法」残り二年を切ったという時点においてなお、部差が生じてきている ことも否定できない 事実である。「特さらに、全国的にみれば、各地域の事業の進展状況に格

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

のである。

同和事業の進捗の遅れを認めている。同和事業の進捗の遅れを認めている。と述べており、ら見期計画の目標としている『同和地区住民の社会的経済の長期計画の目標としている『同和地区住民の社会的経済の長期計画の目標としている『同和地区住民の社会的経済の長期計画の目標としている『同和地区住民の社会的経済の長期計画の進捗の遅れた。同和地区精密調査報一昨年一一月に総理府が発表した「同和地区精密調査報

し」を守る闘いである。 善の闘い、総合計画実現の闘いは、まさに「いのちとくら善の闘い、総合計画実現の闘いは、それだけではなく、環境改善生産について述べているが、それだけではなく、環境改善別」にさらに結びついていくという悪循環―差別の拡大的差別」の状態が「心理的差別」を生み、それが「実態的的差別」の状態が「心理的差別」を生み、それが「実態的

5 よる災害、その前の小豆島の橘部落における被害などをみず 昨年九月の台風一七号による災害、一昨年の台風五号に

くされてきた部落というととができる。は、部落差別の結果として、悪環境、危険な立地を余儀なると、災害において、最も大きな被害を集中的に受けるの

の必要性がある。

の必要性がある。

の必要性がある。

の必要性がある。

の必要性がある。

の必要性がある。

の必要性がある。

の必要性がある。

の必要性がある。

事業の方が何倍となく多い。

事業の方が何倍となく多い。

国は、昭和四六年度に行った調査を基に昭和四七年度から昭和五三年度までの物的施設にかかる同和事業費を四、ら昭和五三年度までの同和事業と認めていない府県単独分、及び超過負徴、国が同和事業と認めていない府県単独分、及び超過負徴、国が同和事業と認めていなが、昭和五三年度までの同和事業を別で、国が同和事業と認めていなが、昭和五三年度をでの同和事業費を四、ら昭和五三年度までの物的施設にかかる同和事業費を四、ら昭和五三年度をでの物的施設にかかる同和事業費を四、ら昭和五三年度をでの物的施設にかかる同和事業費を四、

このように、極めて遅れた状態が判然とした以上、部落

の闘いを推進する必要がある。 合計画の進捗状況を明らかにする調査を行うとともに、今合計画の進捗状況を明らかにする調査を行うとともに、今日までの「特別措置法」具体化の闘いを総括し、その問題は、「特別措置法」の期限内には対る全国各部落の実態と部落解放総

国の抜本的な対策を要求していくことが重要である。 と、、これまでも言われてきたことであるが、部落解放の人材養成等の問題に重点を置き、これらに対すると、は否めない事実であるし、部落の劣悪な環境からして、今後も積極的に進めていかねばならないが、これまで最も遅後も積極的に進めていかねばならないが、これまで最も遅後も積極的に進めていかねばならないが、これまで最も遅れてきたことであるが、部落解さらに、これまでも言われてきたことであるが、部落解さらに、これまでも言われてきたことが重要である。

として難しいといわねばならない。として難しいといわねばならない。であるが、現在の行財政援助の確立がなければ、実際問題長期を迎えて、同和対策事業を実施している市町村が、低成れるような困難な財政状況におかれている市町村が、低成にあるが、現在の行財政制度のなかで、一割自治ともいわられるような困難な財政状況におかれている市町村が、低成にある地方では、部落解放の行政を推進していく立場にある地方

地方自治体における同和対策事業の推進のための動力と

弾されなければならない。

しての国の財政援助措置については、「特別措置法」に基しての国の財政援助措置については、「特別措置法」の最も重されたのであるが、法制定後、国は一貫してその具体化をさぼり続けてきたといえる。このことが部落住民の要求にた。一部で行われている「ネタミ差別」をあおり、差別キャンペーンを行わせる原因となっているのである。このような国の姿勢は差別キャンペーンの行為者とともに断固料道されなければならない。

することとしたい。

現在、部落解放研究所の行政部門の調査部会において、現在、部落解放研究所の行政部門の調査部会において、調査を実施して部落解放総合計画の進捗状況等について、調査を実施して部落解放総合計画の進捗状況等について、調査を実施しているので、その総括については後日行われるものを待つといるので、その総括については後日行われるものを持つという。

なく、本来、地方財政の貧困そのものが原因しての一般施となって、現実に総合計画の実現が遅延しているだけでは重要な時期において、地方財政の貧困が原因あるいは口実が、いうまでもなく本報告は、部落解放総合計画にとってこの報告は、紀要七号に発表したものに続くものである

て正しく理解してもらうための資料として発表するもので とどう闘うべきかを同和対策事業にかかる財政状況を通じ とどう闘うべきかを同和対策事業にかかる財政状況を通じ とどう闘うべきかを同和対策事業にかかる財政状況を通じ とどう闘うべきかを同和対策事業にかかる財政だ」とか、「同和事業が市町村財政を強化し、地方自治を守る闘い を強化、浸透していかねばならないときであって、そのた とどう闘うべきかを同和対策事業に金を使いすぎるからだ」とか、「同

る。 ような点を 改めさせて いくかの 資料ともなれば 幸いであいに際し、国の措置の実態の不十分さを明らかにし、どのなお、「特別措置法」 即時具体化の闘いや強化延長の闘

の実態 和対策事業にかかる財政状況と国の措置第一章 昭和五〇年度における大阪府下市町村同

部落解放総合計画の推進に伴ない、比較的進んでいると

たっぱいの大阪を中心として、昭和四八年度からこの年にかけて悪質な同和事業攻撃や解放運動に対する中傷が関にかけて悪質な同和事業攻撃や解放運動に対する中傷が度にかけて悪質な同和事業攻撃や解放運動に対する中傷が しかけて悪質な同和事業攻撃や解放運動に対する中傷が しかけて悪質な同和事業攻撃や解放運動に対する中傷が しかれている大阪を中心として、昭和四八年度からこの年

指摘しておくこととする。 放運動に対する中傷がいかに歪曲化されたデマであるかをを明らかにするとともに、行われている同和事業攻撃や解この第一章においては、そういう国の姿勢や措置の実態

昭和五〇年度市町村同和対策事業費の状況

六七億四、一三六万円に対し六・九%となっている。二七億二、六三五万円であり、普通会計歳出総額一兆一、九(市町村が同和予算で組んで執行したもの)の決算額は八四和五○年度の大阪府下全市町村における同和関係経費 (この項については別紙資料2、3及び4を参照のこと。)

円のうち六六・二%を占める五四七億三、二九〇万円が施設表1でみると、同和関係経費決算額八二七億二、六三五万

との、普通書役事業費とついて、 それぞれ 事業別となるそのうち同和関係費は一三・九%を占めている。建設事業費の全体額は三、九二五億五、三七一万円であり、二七九億九、三四五万円が運営関係費 となっている。 普通建設等の普通建設事業費であり、残り三三・八%にあたる

3、住宅、道路、下排水等の生活環境施設整備費が二三九との 普通建設事業費 について、 それぞれ 事業別にみる

		(大)	反府下全市町村)
	項[]	決算額	構 成 比 %
	生活環境施設整備	2,397,294	43.8
普通	社会福祉施設整備	1,088,426	19.9
建	産業関係施設整備	127,339	2.3
設 事	教育関係施設整備	1,809,463	33.1 66.2
業費	その他施設整備	50,768	0.9
	<u>2</u> †	5,473,290	100-0
運	三営関係経費	2,799,345	33.8
	숨 핡	8,272,635	100.0

昭和50年度同和関係経費決算額

<表1>

e in the second second

福祉社会が実現するのである。 関在ある程度の投資本投資がなされておらない。そうすることによって、真ので、部落であり、その住民が自らの権利を自覚し、主張するが部落であり、その住民が自らの権利を自覚し、主張するが部落であり、その住民が自らの権利を自覚し、主張するが部落であり、部落解放運動のなかでも行政闘争の歴史的とは許されないことである。「ネタミ意識」をもって同和予算、同和事業を批判するのではなく、部落の実態、差別の実態を知り、部落解放運動のなかでも行政闘争の歴史的経過を学ぶなかで、全般的な行政の低水準を正す方向で考えていかなければならない。そうすることによって、真の流れ投資がなされておらなかったため、現在ある程度の投資本投資がなされておらなかったため、現在ある程度の投資本投資がなされておらなかったため、現在ある程度の投資本投資がなされておらなかったため、現在ある程度の投資本投資がなされておらなかったため、現在ある程度の投資本投資がなされておらない。そうすることによって、真の

増大させる悪循環を生んできたという歴史的事実を見のがている。子ども達の教育は差別の結果として教育を受けられなかったため、いろいろな不利益を受けて苦しんできたが産の通う学校は教育水準が低い、ガラが悪いということも達の通う学校は教育水準が低い、ガラが悪いということも達の通う学校は教育水準が低い、ガラが悪いということがということが使われてきただけでなく、越境による生徒ないうことが使われてきただけでなく、越境による生徒ないうことが使われてきたという歴史的事実を見のが次に、教育関係施設整備費については三三・一%を占め次に、教育関係施設整備費については三三・一%を占め

実施されていなければならなかったものであるが、 れらの事業はもともと一般対策として、過去において既に に放置されてきたものを改善しようというものであり、こ なものとするものではなく、差別の結果として劣悪な状態 る。部落の環境改善は平均的水準にあったものをより高度 ても部落の 劣悪な 住環境を認 めざるを得な かったのであ 実際に部落内に 立入ってみた 国の 職員もその 実態を確認 としての劣悪さについては、総理府による精密調査の際、 たかを表しているといえよう。部落の住環境の差別の結果 これまで部落がいかに劣悪な住環境のままで放置されてき に使われているということは、むしろ、行政差別のなかで 的に分析せず、また歪曲しているところに問題がある。表 内容やなぜそれだけの予算を必要とするかについては意図 うな予算や決算の額のみをとらえて云々しているが、その すぎ論」をふりまわしている一部の人びとは、常にこのよ 円で二・三%、小・中学校等の教育関係施設整備費が一八 農林・商工等の 産業関係施設整備費が 一二億七、三三九万 会福祉施設整備費が一〇八億八、四二六万円で一九・九%、 億七、二九四万円で四三・八%、 1をみるかぎりでも、四三・八%が住宅、道路、下排水等 ○億九、四六三万円で三三・一%を占めている。 「部落とり 声も出なかった程である。この結果、調査報告におい 保育所、 共同浴場等の社 過去の

達に有利な条件を保障する結果となっているのである。 ・ 一部では、 ・ 一のでは、 ・ 一

も及ぶものは非常に多いと考えられる。のの利益が結果的に部落住民のみでなく、一般地区住民にの行政水準を引上げる効果を有するとともに、事業そのも求に応えて行われるものであるが、その推進によって全体水に流えて行われるものであるが、その推進によって全体が高、同和対策事業は部落完全解放のため部落住民の要

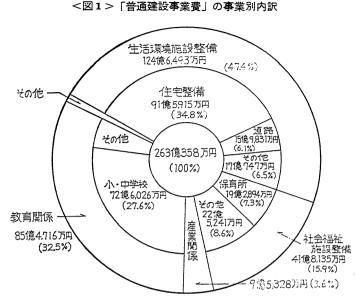
いるのであるが、基本的な事業に要する経費だけでも七割ではなく、デマ、中傷によって「ネタミ差別」をあおってが、一部の人びとはこれらの経費支弁に対し反対するだけ地方自治体の責務として当然というべきであろう。ところのであり、そのために地方自治体が経費を支弁することは住民の自覚に基づいた権利の要求に応えて行われているもくとのように、全ての同和対策事業は、部落差別の実態と

していくべきである。 していくべきである。

算状況一、昭和五〇年度関係市町村同和対策事業費の決

は総額四、二八一億七、五六九万円のうち同和関係経費は一四万円であり、普通会計における 同和対策事業費は四一五億七、〇一四万円であり、普通会計決算総額六、三三一億八、四二八一四万円であると、「普通建設事業費」は二六三億三五八万円と六三・二%を占めており、残り三六・八%の一五二億六、六五六万円が人件費を含む運営関係経費となっている。これらをそれぞれ決算総額む運営関係経費となっている。これらをそれぞれ決算総額む運営関係経費となっている。これらをそれぞれ決算総額む運営関係経費となっている。これらをそれぞれ決算総額む運営関係経費となっている。これらをそれぞれ決算総額との関係でみると、「普通建設事業費」については総額二、〇五〇億八五九万円で、うち同和関係経費は四一五億七、〇五〇億八五九万円で、うち同和関係経費は一門であるから一二・八%となり、「運営関係経費は一門であるから一二・八%となり、「運営関係経費は一円であるから一二・八%となり、「運営関係経費は一日であるから一二・八%となり、「運営関係経費は一日であるから一二・八%となり、「運営関係経費は一円であるから一二・八%となり、「運営関係経費は一日であるから一二・八%となり、「運営関係経費は一日であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であり、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であり、1000円であるから、1000円であるが、1000円であり、1000円であるから、1000円であり、1000円であり、1000円であり、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるから、1000円であるがは、1000円であるから、1000円であるがは、1000円で

どの社会福祉施設の整備に要した 経費は 四一億八、一三五 別の結果として低位な住環境のもとで定住を余儀なくされ ならなかった性格のものであり、それが行われず、 般対策として既に過去において当然実施されていなければ 三万円で四七・四%と半数近くを占めている。とれは、 民生活に欠くことができない基本的な生活基盤の整備に要 容別にみてみると、図1のとおり、住宅、道路、下排水等住 この経費には、 う「地方財政状況調査」のための分類によっているため 説明を加えておく。この論文の源となったのは自治省の行 することとなったものである。次に、保育所、共同浴場な てきたため、 した経費である。 生活環境施設整備費が 一二四億六、四九 とこで「普通建設事業費」二六三億三五八万円を事業内 (一五・九%) 現在、相当の生活環境改善に対する経費を要 本来我われが 教育施設 としてと らえて であるが、この経費については若干の 部落差



手出来ないこと、 及び 中央交渉の 資料として 使用する場が含まれているが、現時点では国の分類による資料しか入る。保育所、解放会館(分類上は隣保館)の社教部分など

また、 教師集団が、 落の父母だけでなく、共に学ぶ子ども達の父母や良 民の願いでもある教育条件の改善に対し、一部の人々は、 阻害してきたかを考えるとき、この程度の教育施設の整備 教育施設の整備に対し、 はない。(勿論とのような教師ばかりではないが……)。 でが一諸になって中傷を加えていることは許されることで 加えているのである。とのような一部の人々のキャンペー ているのである。 申」においても部落解放のための行政の第一に教育を掲げ は当然と言うべきである。 校がいかに差別のなかで劣悪な環境で放置されてきたか、 要した経費は、 ンに子ども達のために最も鋭敏に反応し、 ているが、とのことについても、部落の子ども達の通う学 費は若干少なく、 合、国に理解させやすいこと等から、あえて、 「ぜいたく」とか「とてつもない学校」とか言って攻撃を いる。さらに、 していない。次に農林、 て闘った結果かちとった教育条件の改善の一つである。 いかにそれが低学力に結びつき、就労の機会均等を 「子ども達のため」 という単一の目標に向か 小・中学校の整備等の教育関係施設整備に 八五億四、七一六万円と三二・五%を占め しかるに、このように重要で、 九億五、三二八万円で三・六%となって 商工関係等の産業関係の施設整備 「プレハブ教室で 我慢していると そのような背景のもとで、 闘うべき教師ま 分類替えは 全ての国 心的な ~~

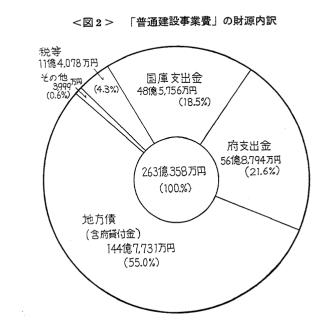
を参照)

責任を負う全ての「大人達」のとるべき道であろう。での行動を行うべきである。それが「子ども達」の将来にを押しつけている教育行政を批判すべきであり、その方向て、整備された学校を中傷するのではなく、プレハブ校舎と比べころもあるのに」とか、「行き過ぎの学校」とか中傷するころもあるのに」とか、「行き過ぎの学校」とか中傷する

このように、同和予算の「普通建設事業費」二六三億三五八万円のうち、生活基盤の整備に要する経費と、教育施五八万円のうち、生活基盤の整備に要する経費と、教育施設の整備に要する経費だけで二一○億一、二○九万円と七むの整備に要する経費だけで二一○億一、二○九万円と七むのであって、いわれるような、部落だけが特に「とりたものであって、いわれるような、部落だけが特に「とりたものであって、いわれるような、部落だけが特に「とりたものであって、いわれるような、部落だけが特に「とりたものであって、いわれるような、部落だけが特に「とりいる、いままで差別行政の結果として、部落に金を使わなすぎ」とか「ぜいたく」とかいう出生として、部落に金を使わなすぎ」というである。

円四〇・一%と半分近くを占めている。これに地方債(含円で二一・六%と 補助金総額にして 一〇五億四、五五〇万七五六万円で 一八・五%、 府支出金が五六億八、七九四万訳をみてみると、図2のとおり、国庫支出金が四八億五、次に、「普通建設事業費」二六三億三五八万円の財源内

る。これは現在の地方財政制度のなかではやむを得ないことなり、補助金及び地方債に大きく依存していることが分と額にして 二五○億二、二八一万円、 率にして九五・一%府貸付金) 一四四億七、七三一万円、 五五・○%を合せる



第七条の「特別の助成」の措置状況一、「普通建設事業費」における「特別措置法」

う。これは、今後、教育、労働等の対策を推進していくた

めに改善する 必要があると 思われる。(別紙資料 5及び 6

等一般予算でまかなうべきものを含んでいるというととを税等の占める割合が高い。「運営関係経費」 の中に人件費税等が一二五億四、一〇万円で八二・一%となっており、

なお、 財政援助措置が 不十分 といえよ

考えに入れても、

で充当することとなっており、同和対策事業では、当年度第九条では、残りの三分の一の地方負担額は起債(地方債)に対する国の負担または補助は ″三分の二の割合″をもっとを目的として、第七条では『同和対策事業に要した経費とを明確にすることによって、その積極的な推進をはかるこを明確にすることによって、その積極的な推進をはかることによって、のでは、財政上の措置

っ。 の一般財源(税等)は不要というのがたてまえになっていの一般財源(税等)は不要というのがたてまえになっていて、をおでれの負担すべき割合をみてみることとしていて、それぞれの負担すべき割合をみてみることといて、の一般財源(税等)は不要というのがたてまえになっている。なお、大阪府に於ては、大阪市に対する一○分の六、る。なお、大阪府に於ては、大阪市に対する一○分の六、る。なお、大阪府に於ては、大阪市に対する一○分の六、る。なお、大阪府に於ては、大阪市に対する一○分の六、の一般財源(税等)は不要というのがたてまえになっている。

七%、

円で三・九%、 府支出金が一七億八、四二〇万円で一一・

地方債(含府貸付金)七、○四七万円で○・五%、

五二億六、六五六万円のうち、

国庫支出金が六億一二二万

総額一

なお、「運営関係経費」の財源についてみると、

とであろう。

とは明らである。(別紙資料5及び6参照)でまえ」どおりの市町村財政援助措置が行われていないこにおける負担割合の状況を示しており、かならずしも「た場合の負担割合を示しており、下段は実際の決算上の財源まず、図3の上段は「特別措置法」どおりに措置された

が実際に措置された 国庫補助金は 四八億五、七五六万円に五億三、五七二万円になってい なければならない。 ところ・七%)を措置すべきであるから、国庫補助金の額は一七て、国は事業費(二六三億三五八万円)の三分の二(六六みても分るとおり、「特別措置法」 第七条の規定からいっとれらの状況について、さらに検討を加えると、図3をこれらの状況について、さらに検討を加えると、図3を

210億4,286万円

国 支出金

(55.0%)

ている。このように国は「特別措置法」の規定にもかかわ

「国庫補助金の未措置額」

(国の値切り額)

がで

ず、本来国が出すべき補助金の七割以上を値切っ

て

いるの

らである。

しかなっておらず、実に一二六億七八六万円という驚くべ

府支出金 国支出金 税 地方債(含病貸付金) 56億8,794万円 48億5.756万円 (21.6%) (18.5%) 144億7,731万円 国-府支出金 105億4.550万円 (40.1%) 11億4.078万円 (4.3%) 1億3,999万円 (0.6%)

その他

263億358万円(100%)

府の負担増

21億8.080万円

国・府支出金

府支出金

35億714 万円

(13.3%)

地方債についてであるが、 国・府の支出金を差引い

17

(上)

(F)

実際の

狀源内訳

あるへき姿

で二一〇億四、二八六万円となり、 は九二億一、六五九万円も多く「借金」 をさせられている となっており、 実際の地方債額(含府貸付金)は一四四億七、七三一万円 億六、〇七二万円が地方債となる筈である。 に対する地方債を算定すれば、国・府支出金が八○・○% 策事業費のうちの「普通建設事業費」二六三億三五八万円 れることとなるのである。この考え方に基づいて、同和対 た残り二○・○%の地方負担額について、地方債が充当さ え方では国・府合せて一〇分の八 わけである。このことは、先にも述べたように、 況下における市町村財政の困難性の増大という状況のなか で切り抜けざるを得なかったことを示している。 値切り額) 別措置法」の規定を守らず、 人件費自粛論」や が行われている。 、ては、 したがって、「特別措置法」 第七条及び府の現行の考 地方自治体において例外なく「財政の見直し」なるも それとともに、 市町村が財源確保のため止むなく地方債の増発 全額を地方債により充当されることとなっ が一二六億七、八一六万円もの多額にのぼって 事業費の五五%にものぼっており、 「同和予算削減論」 そのなかで、 「福祉後退論」が前面に出てきている 国庫補助金の未措置額 (八〇・〇%)を措置 残り二〇・〇%の五二 自治省路線に追随し が バラまかれて しかしながら、 昨今の不 国が「特 市町村 (国の て

外の誰でもが理解し得ることであろう。 は部落住民の責任ではなく、国の責任であることは を得ない時に、地方自治体の財政を圧迫し、 表してきた地方債を含めた地方自治体の負担増がある。彼 以外の何ものでもないのである。彼等が展開している「同 友に対し中傷や攻撃を加えていることは、まさに利敵行為 党の利益のため、 要であり、 る同和事業は見直すべきだ。」と主張している。 しかしな 等は「人件費や住民の福祉までが財政難により後退せざる 和事業見直し論」の論拠の一つとして当部会がこれまで発 の原因を最もよく知り得る立場にある自治体職員が特定政 に許しがたいものといわねばならない。地方財政困難の真 粛論」や「同和事業見直し論」を展開していることは、実 う見せかけだけの キャッチフレーズ のもとに、 体労働者の組合において、 この社会に部落差別が存在する限り、 さらには、 し、「地方財政の健全化」「地方自治を守る」とい 景気の変動によって左右されるべきものではな 同和行政の推進の中心的担い手である 真の敵と闘うこともせず、共に闘うべき 同和事業における地方自治体の負担増 一部組合では、労働者本来の立 負担増を強い 同和事業は必 「人件費自 き自治 彼等以

ここで誤解のないように述べておくが、 て、 地方債 (含府貸付金) も貴重な財源であると 地方自治

ては、 る三五億七一四万円でよいわけであるが、国が本来措置す 五七二万円となり、府の負担は事業費の一三・三%にあた なっているので、国が れているのである。 きる金を国のためにカットされていると同様の状況に置か れていることになり、 万円となっており、 しないことによる府の 補助金の負担増は 二一億八、〇八〇 六億八、七九四万円となっている。 り、府の実際の補助金は事業費の二一・六%にものぼる五 べき補助金の三〇%に足らない額しか措置しないことによ の三分の二を措置しておれば、国の補助金は一七五億三、 していれば、さらに新たな対策に充当する等有効に使用で 次に、 一般的に国・府合せて一〇分の八を措置 府の補助についてみると、府 「国の値切り」 の肩替りを府が 国が「特別措置法」どおりの 「特別措置法」に規定する負担割合 したがって、国が措置 の現行の考え方とし することと 負担を ~させら

て、 た残りの地方負担額 「特別措置法」 第九条

い旨の約束をしている。)
と市町村に負担をかけない旨の約束をしている。)と市町村に負担をかけない。(地方債のうちの府貸付金については、市町村の意ない。(地方債のうちの府貸付金については、市町村の立場にたった解放同盟の要求に対し、当時の府の総務部長立場にたった解放同盟の要求に対し、当時の府の総務部長立場にたった解放同盟の要求に対し、当時の府の総務部長立場にたった解放同盟の要求に対し、当時の府の総務部長は「償還時点において、市町村の財政状況を勘案して、しかるべき財政上の措置をとる。」と市町村に負担をかけない。(地方債の対策に対している。)

の一二億八、〇七七万円となっている。の一二億八、〇七七万円となっている。め、当年度においては一般財源(税等)は不必要な筈であめ、当年度においては一般財源(税等)は不必要な筈であめ、当年度においては一般財源(税等)は不必要な筈であるが、実際には一一億四、〇七八万円を使用しており、「その他の特定財源」のたてまえからすれば、地方負担

れとともに、地方自治体職員組合の一部組合員により「同口実にサボッたりすることが憂慮されるところである。そ解放総合計画の推進に対し消極的になったり、そのことをおいては財政上少なからぬ影響を受ける結果となり、部落おいては財政上少なからぬ影響を受ける結果となり、部落とれまで述べてきたように、国が「特別措置法」の具体

は重大であり、厳しく糾弾さるべきである。 は重大であり、厳しく糾弾さるべきである。 は重大であり、立らには、行政の側にもこれらの宣伝を悪用まれており、さらには、行政の側にもこれらの宣伝を悪用まれており、さらには、行政の側にもこれらの宣伝を悪用まけば好転する。」とか、「財政危機克服のため同和予算を削れば市町村か、さらにエスカレートして、「同和予算を削れば市町村和事業に金を使いすぎる」とか、「部落がとりすぎる」と

、国庫補助金未措置額の原因

れている主なものは、次のようなことといわれている。一般的にいって、「国庫補助金の未措置額」 の原因とさ

- の範囲が狭い。) 和事業については、「特別の助成」の対象となるもの和事業については、「特別の助成」の対象となるものに「国庫補助対象事業」の範囲が狭いこと。(特に同
- 「国庫補助対象事業」 となる べきも のであ りなが

ら、予算枠の制約から採択されないものが多いこと。

対象となるものが極めて少ない。)
(ちべて低いこと。(特に用地取得費については補助は、「国庫補助対象事業」の規模、基準、単価が実情に

比しながら順をおって考えていきたい。 では、 以上の三点について、「特別措置法」 の規定と対

H について

図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の 振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を 象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の 向上を不当にはばむ諸要因を解消することにある」と規定 ては、「前各号(一号~七号)に掲げるもののほか、前条 象事業」は別紙資料14のとおり極めて限定されたものとな 行法によっており、「三分の二の補助率」 の 「国庫補助対 が、実際には、具体的事業の実施についてはそれぞれの実 自治体の行っている事業の全てはそれに該当する筈である のとする。」という包括的な規定を設けており、 現在地方 一号から八号までを明記しているが、特にその八号におい している。さらに第六条では、施策を行うべき事項として っており、 (第五条)の目標を達成するために必要な措置を講ずるも 「特別措置法」第五条では「同和対策事業の目標は、対 診療所、青少年会館、 社会教育施設等多くのも

のが対象となっていない。

日 について

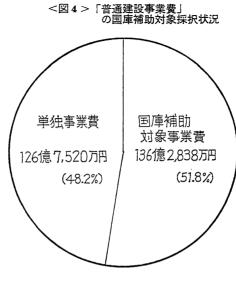
「特別措置法」第七条では「同和対策事業でこれに要す「特別措置法」第七条では「同和対策事業でこれに要するものとする。」と規定されているが、「特別の助成」の合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもって算定合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもって算定るものとする。」と規定されているが、「特別の定めをする場での負担又は補助については、政令で特別の定めをする場のが表していて、国が負担し、又は補助するものに対する

いるのである。

「国庫補助対象事業費」として採択されたものの額は一三六億二、八三八万円に対し、ようやく二分の一を上回ったに過ぎない。四九年度の四六・三%に比べて、わずかに改善されているとはいうものの、なお「単独の一を上回ったに過ぎない。四九年度の四六・三%に比べて、わずかに改善されているとはいうものの、なお「単独の一を上回ったに過ぎない。四九年度の「普通建設事業費」でみるちなみに、昭和五〇年度の「普通建設事業費」でみるちなみに、昭和五〇年度の「普通建設事業費」でみる

のなかで地方自治体の 行う事業の 採択枠を 示すわ けであの年度の予算額において採択する事業の枠を設定して、そ算の範囲内」という条件がついていることである。国はそている「三分の二の割合で算定する」負担又は補助は「予ことで問題となるのは、「特別措置法」 第七条で規定し

予算額を増額して措置するべきであるが、国はなかなかそ 通常は予算枠以上の計画がある場合は、補正予算によって る。 は単独事業として実施するしかないこととなるのである。 算枠の関係」 ということで 三ヵ所しか 認めない わけであ 大阪府下市町村が 全部で七ヵ所 を計画したとしても、「予 当ててきたとすると(一般・同和を含めて三カ所である。) 憩の家)について、国は大阪府全体で三カ所の事業枠を割 とのため、四カ所分については、事業を断念するか又 例えば、ある年度の老人センター(国の制度では老人



十分見合う予算を組むべきである。

しかるに、そのような義務を負う国が「十分な予算を組

り難いものに超過事業費の問題がある。これまでの問題は

次に、国の未措置額の最も大きい原因であり、一般に分

「単独事業費」についての問題であるが、

この項では「補

れないことである。

国 について

を悪用して、同和対策の推進をサボろうとすることは許さ むよう努める」 こともせず、「予算の範囲内」 という条項 という規定をふり廻す前に、地方自治体が計画する事業に

いるのであるが、この規定からしても国は「予算の範囲内」

国に事業推進に努力する義務を負わせて

ない。」として、

別措置法」第四条では、「国及び地方公共団体は、同和対

て事業を削減するためのものでは断じてないのである。「特

策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなけばなら

応を前提とした当然の注意規定であって、それを口実とし

ける「予算の範囲内で」という規定は、行政府の誠実な対 直ちに違法と断ずることは困難であるが、もともと法にお 業」への不採択があったとしても、そのことのみをもって は、「予算の範囲」 を超えることによる 「国庫補助対象事

とのように「予算の範囲内」という条項をみるかぎりで

のような措置をとろうとしないのが実情である。

しく述べることとするので、 いて述べておきたい。「超過負担」 については後の項で詳 助対象事業」となったものについての超過負担の問題に この項と 併せて 考えてほ 0

問をし、 答している。(昭和四八年発行の総理府編「同和対策の現 整地費を含めよ。」という質問に対しては、「先行取得を含 単価とせよ。」という質問に対し、 政府は「実態に即する うちこの項に関連するものとしては次のとおりである。先 置を講じ、事業の推進に支障のないよう善処します。」と回 よう処置をいたしますから、 ご安心願いたい。」 と答えて ず、「同和対策事業の重要性にかんがみ、 予算単価を実質 会において各党を代表した故八木一男委員が政府に対し質 況」参照のこと) で国庫補助の対象とすることが適当でないものにつきまし お話のとおりであります。これらの土地買収費、整地費等 め、土地買収費、整地費等の財源措置が必要であることは いる。さらに 「一一項目の確認事項」といわれているものであり、その 「特別措置法」制定の際、これを審議した衆院内閣委員 同和対策事業の重要性にかんがみまして、起債の措 政府がそれに答弁を行っている。これがいわゆる 「補助対象に先行取得を含めた土地買収費、

これらの確認がなされたわけであるが、 実際の国の措置

> となっているのである。 せ、同和対策事業の推進を困難ならしめている大きな原因 基本額)は実施事業の規模、単価等と大きくかけはなれて 状況をみると、この答弁に反して国庫補助基準(国庫補助 いるため、 地方自治体 における 「超過負担額」 を増大さ

五一・八%と過半数が確保されているようにみえるのであ いため、国庫補助額から逆算して算出した。) すぎない。 助基本額」 は七二億八、六三四万円であり、 二七・七%に るが、そのうち実際に国庫補助金の対象となった「国庫補 円のうち「国庫補助対象事業費」は一三六億二八三万円で ちなみに、 昭和五〇年度の 国庫補助対象の 状況 をみる 図5のとおり、「普通建設事業費」 二六三億三五八万 (国庫補助基本額については 手もとに資料がな

九〇億一、七二四万円になっているのである。 業費二六三億三五八万円のうち、七二・三%にもの 実質的に国庫補助の対象外とされた 経費は、「普通建設事 けはなれているために生じたものであり、その結果として これは、先にも述べたように、規模、単価等が実情とか ぼる

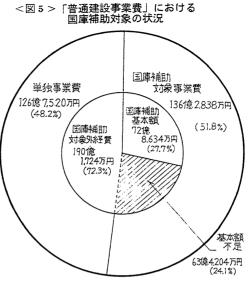
特に大阪のような大都市圏においてはその影響は甚大であ り、全国的にいっても地価が高騰し、用地取得が困難とな って各地で事業の停滞を余儀なくされているのであるが、 なお、 用地取得費についていえば、 国の誤った政策によ

ず、 り、 象とすることが適当でない」として、 用地取得費についてはそのほとんどが「国庫補助の対 国の補助が強く望 まれるところで あるにも かかわら 国庫補助の対象とな

補助の対象とすることが適当でない」とされていたものの

いないのが 現状である。(昭和五○年度 には共同作業

集会所等の用地について、これまで「国庫



斜線部分が基本額不足分

のであるが、

をふみにじってそのしわよせを地方自治体に負わせている

故八木一男氏は当初からとのことを見抜き、

これまで述べてきたように、国は「特別措置法」の精神

度は用地取得費によって占められており、その財源の六○

これがま

いづれにしても、「普通建設事業費」の三〇~四〇%程

た地方債増発の大きな原因ともなっているのである。 ~八○%を地方債に依存しているものと思われ、 果として評価すべきであろう。)

同盟をはじめとする、国に対する超過負担解消の闘いの成

一部が対象となっている。これらについては、

やはり解放

立って、国に対しその実現を迫って来られたのである。

に熱っぽく訴え、また中央交渉において解放同盟の先頭に いわゆる一二項目の確認をさせるとともに、機会あるごと

二項目の確認事項」という形で、現在の「特別措置法」の

らには強化延長の闘いに取り組むにあたり、その遺志をつ 後われわれとしては、「特別措置法」即時具体化の闘い、さ

いで政府に迫っていかねばならない。故八木一男氏は「一

欠陥を見事に指摘してくれている。

強化延長の闘い

にあた

ては十分参考とすべきであろう。

府下市町村における「超過負担」 Ø 実態

担」を少なく見せ、 の圧力をかけて、 助対象外事業費」を設定するなど手のこんだやり方も る。さらに「国庫補助対象事業」であっても、 事業や 一部を除く 用地取得費 についてみてい についてであって、補助対象として認めない事業はもとよ 過負担」 という場合は、「国庫補助の対象となった事業」 そこで、注意すべきことについて考えてみると、 担という。)をいうのであるが、国は「超過負担」を極力 額)以上に支出している額(これを事業費ベースの超過負 小さく見せかけるため、いろいろ悪質な手を使っている。 る「対象差」。等によって、 の対象とされるべき経費が対象から外されているため生ず 少ないため生ずる「数量差(面積差)」。 | 当然国庫補助金 K る「単価差」。 (1)国庫補助金の対象となる数量 ついて、日補助単価が実質単価にくらべて低いため生ず 通常 補助対象となるべきにもかかわらず措置されなかった 「国庫補助対象事業費」と「単独事業費」及び「補 「超過負担」といった場合、「国庫補助対象事業」 国に補助申請をさせる際、地方自治体に無言 国の都合のよい額で申請させ、 さらには合法的に「補助金」 地方自治体が 「国庫補助基本 そのなかで ないのであ (面積) をゴマ 国が「超 「超過負 して

> ことは記憶に新しいところである。 す方法をとってい た事実が「摂津訴訟」で明らかにされ

ある。 ぜならば法は理論的にい とだけを理由に法的に争うことはかなり困難であろう。 は除く」とか「基本額以内で」とはいって いないのであ についてはそれぞれの規定に反していないかぎり、 も述べたように のように簡単に 当面の財源措置を定めたものと限定して理解すべきもので のみあるのではなく、「本来市町村が負担すべきもの」の る。第九条の地方債についても用地買収費の財源のために 業でこれに要する経費」といっているのであり、 ままで述べてきたあの手との手の国のゴマカシを認める 「措置法」の精神から大きく外れていたとしても、そのこ けにはいかない。「特別措置法」 第七条では 「同和対策事 対象経費はあくまで「総事業費」と考えるべきであり、 事業が第七条にいう「特別の助成」の対象であっ うと、我われとしては「特別措置法」第六条により全ての めていないからである。 「超過負担」について「特別措置法」とのか しかしながら、そうはいっても実際にはなかなかそ 観念的かつ精神的な規定であり、 「特別措置法」第六条、第七条は、 いくものではないことも事実である。 って「差別」というものの存在を ただ、理論的に差別を認めない 実際の補助金等 て、 「用地費 かなり その 6)

てこれらを解決するものといえるのである。

「超過負担」について、これまで種々の観点から若干の

の認識も示していないことに問題があるといえよう。これ

解決するための闘いを続けるなかで、

はじめ

「法」もその成立時点で「部落差別」の存在について何ら

	建	物 に か か る	部分		川地	Mar Affred Co.	Gent at the Co
区分	工事単価	面積	設 計監理 初度調弁費	ät	事業費	事業役計	国補助金
国規模基準 定員70人 1人当り6㎡ a	RCm'当り 93,911円	(6㎡×70人) 420.0㎡	840	40,283	_	40,283	26,855
実施事業 定員70人 1人当り12.29㎡ b	RC㎡当り 195,816円	860.5m²	4,890	173,389	119,566	292,955	
定員70人 1人当り12.29㎡	m 当り101,905円 単価差による超過額 101,905円×860.5m = 87,689千円(A)	440.5㎡ 面積差による超過額 93,911円×440.5㎡ = 41,367千円(B)	対象差によ る超過額 4,050 C	超過額 133,106 D	対象差によ る超過額 119,566	252,672 (D+E)F	

	(財源作	斯儿前)											
		53001.11	127 11111		地方	負担				構	战	比	
区分	総事業 費 A	国庫支 出金B	府支出 金 C	国起做 D	府貸付 金 E	地方債 計 F	税 等 C	B/A	<u>C</u>	F A	$\frac{G}{A}$	B+C A	F+G A
あるべき 姿 a	292,9 55	A×¾ 195,303	(A׉)−B 39,061	58,500	0	58,500	91	66.7	13.3	20.0	0.0	0.08	20.0
実施事業 b	292,955	26,855	117,997	119,400	28,648	148.048	55	9.2	40.3	50.5	0.0	49.5	50.5
差 b.— a	_	△ 168,448	78,936	60.900	28,648	89,548	△ 36	△ 57.5	27-0	30.5	△ 0.0	30.5	30.5

五〇年度において大阪府下市町村が実際に施工した事業に か困難なことである。そこで、最も端的な方法として昭和 は行政上のおもわく等から正確に把握することは、なかな 解説を加えてきたのであるが、実際の「超過負担」の状況

ついて、国の補助の状況や「超過負担」の状況を明らかに

生じており、さらに単価について、実質単価(が当り一九 円と極端に 低いため、「単価差」による超過額が八、七六 五、八一六円)に対して国の基準単価が加当り九三、九一一 に対して国の認めた規模(一人当り六㎡)が小さいために 金の算定にあたって、実施規模(一人当り一二・二九㎡) しておきたい。 騰している昨今このような単価で建つ筈がないのである。 費で保育所が建つと思っているようであるが、建設費の高 九万円にも 達している。 国はが当り九三、九一一円の建設 「規模差(面積差)」による超過額として四、一三七万円が 表2はA市における保育所建設の例であるが、国庫補助 国が設計管理費や初度調弁費等について、

った結果、「対象差」による 超過額として 四〇五万円が生 、九万円かかっているのにそのうち八四万円しか認めなか

じている。これらを合計すると、この保育所の建物にかか

じつに 一億三、三一〇万円にものぼって

る超過負担額は、

切り額)は一億六、八四五万円にも達するのである。 円にも達し、その結果として国庫補助の未措置額(国の値 算すると、「超過負担額」の総額はなんと二億五、二六七万 ないので、これを全額「対象差による超過負担」として加 一億一、九五七万円あり、 これは 国が補助対象として認め いることとなる。 これについては 国も認めざるを 得ない 「超過負担」であるが、さらに、このほかに用地取得費が

九、五三〇万円を補助すべきであるにもかかわらず、 には国の値切りの結果五〇・五%の一億四八五万円にもの 残り二○・○%の五、八五○万円となるべきところ、 債についていえば一○分の八補助のたてまえであるから、 肩替りをさせられていることとなっている。さらに、地方 ることとなり、 二七・○% にあたる七、八九四万円も国の よいところが、 には、 わずか九・二%の二、六八六万円しか 措置していな いくと、 本来国は 三分の二 (六六・七%) の計算で一億 とのことについて、それぞれの負担率と額の面からみて 府補助金としては 一三・三%の三、九〇六万円で 四〇・三%の一億一、八〇〇万円を措置す 実際

ぼっているのである。

るべきであろう。もちろん、借金である以上返さねばなら 図的であり、正しいとはいえないのであって、地方債につ ているように、その年度借入れた地方債と税等を合わせて 額に含まれているのである。したがって一部の人々のいっ 費」として「運営関係経費」という名で同和事業費の決算 おいて年割りで償還するものであり、その償還金は「公債 ば、市町村の負担にはなっていないのであって、後年度に 伝しているが、 地方債 というものは 単年度 をとってみれ を強調するとともに、あたかもその年度の負担のように宣 債について、地方債が市町村の借金であるという側面のみ 値切っている国の責任に言及せず、その結果増大した地方 に、一部の人びとは同和予算を攻撃するに際して補助金を の重要な財源であることにかわりがないのである。 の税財政制度のなかにあっては、地方債が市町村にとって で措置すべきであるという主張に基づくものであり、 うに、「特別措置法」 の規定からいって、 われが「地方債の高率化」を憤るのは、前の項で述べたよ や地方債の高率化を余儀なくされているわけであるが、 いての単年度の市町村負担はやはり「公債費」によってみ その年度の市町村の直接負担のように宣伝することは、 とのように国の「値切り」の結果として、府負担の増大 当然国が補助金 しかる 現在

<表4> C市解放会館における国庫補助と超過負担の実際

		7	

							单位 • 干円)
区分	達中	勿にかかる	部分		用地	事業費計	PHENA
	工事単価	面積	初度調弁費	åt	事業費	争来貿哥	国補助金
国規模基準	RCm'当り						
198m²	89,100円	198m²	880	18,521	対象外	18,521	12,346
a					İ.		į
実施事業	RCm当り						
940.222m²	247,177円	940,222m'	4,714	237,115	154,881	391,996	İ
ь							
差	㎡当り158,077円	742.222m²	対象差によ	超過額	対象差によ	超過額	
	単価差による超過額	面積差による超過額	る超過額		る超過節		
b— a	158,077円×940.222㎡ = 148,628	742.222㎡×89,100円 = 66,132	3,834	218,594	154,881	373,475	

(財源構成調)

	総事業	国庫支	府支出		地方	負 担				構	成	比	
区分	爱 A	出金B	金 C	国起债D	府貸付 金 E	地方債 計 F	税等	BA	<u>C</u>	FA	Ç	B+C A	F+C A
あるべき 姿 a	391,996	A× ¾ 261,330	(A׉)−B 52,266	78,400	0	78,400	0	66.7	13.3	20.0	0.0	80.0	20.0
実施事業 b	391,996	12,346	167,190	88,100	123,756	211,856	604	3.2	42.7	54.0	0.1	45.9	54.1
差 b-a	_	△ 248,984	114,924	9,700	123.756	133.456	604	△ 63.5	29.4	34-0	0.1	△ 34.1	34.1

二㎡に対して、国の認める規模が一九八㎡しかなくその差 例である。先ず、規模については実施事業の九四〇・二二 実際は四九・七%の一億九六○万円にのぼっている(当年 二、九四〇万円 でよいところが 一七・七%の 三、九〇七万 らに、「対象差」による超過額として、 による超過額として一億 四、八六三 万円が生じている。 さ ろ、国の基準単価は八万九、一○○円であるため、「単価差」 超過額が 六、六一三万円となっている。 単価については、 低率になる勘定である。 ぱにいって、 五万円となり三八・五%となる。したがって、 超過額の総計では三億七、三四七万円にものぼっている。 三万円、用地買収費で一億 五、四八八 万円が生じており、 一が当りの建設費が実施事業で 二四 万七、一七七円のとこ が 七四二・二二二㎡ もあることにより、「面積差」による っているため、 府補助金は最終的には総額で 一億一、四三 次に、表4はC市の解放会館(国では隣保館)建設の実 との施設についての負担割合をみていくと、 地方債は二〇・〇%四、四一〇万円のところであるが 国の補助は本来措置さるべき六六・七%、二億六、一 府建築部の場合、 起債償還元利補給制度をと 地方債は三、四三二万円となり 一五・六%の 初度調弁費で 三八 どく大ざっ 解放会館の

<表3> B市公営住宅建設における国庫補助と超過負担の実態

164 437	•	千四)	

	建:	物にかかる			1	<u> </u>	
区分	Æ.	100 12 10 10 2	部分		用地	事業費計	国補助金
	工事単価	面積	設計監理費	ät	事業費	李朱贝山	国州助亚
国規模基準 1戸当り59.0㎡ a	RC㎡当り 93,397円	16戸×59.0m′ 944m²	4,134	92,310	対象外	92,310	61,540
実施事業 1戸当り74.146㎡ b	RC㎡当り 112,952円	16戸×74.146㎡ 1,186,336㎡	7,510	- 141,510	78,991	220,501	
差 b-a	m当り19,555円 19,555円×1,186,336m = 23,199	242.336m' 93,397[^{1]} ×242,336m' =22,634	3,367	49,200	78,991	128,191	

(財源構成調)

	総事業	国庫支	府支出		地 方	負 担		ļ —		*	成	出	
区分	費 A	出金B	金 C	国起债D	府貸付 金 E	地方債 計 F	税等	BA	C A	FA	GA	B+C A	F+G A
あるべき 姿 a	220,501	A×¾ 147,000	(A׉)−B 29,400	44,100	0	44,100	1	66.7	13.3	20.0	0.0	80.0	20.0
実施事業 b	220,501	61,540	39,071 (75.279)	109,600 (△75,279)	0	109,600 (△75,279)	10,290	27.9	17.7 (34.1)	49.7 (A34.1)	4.7	45.6 (34.1)	54.4 (△34.1)
差 b-a		△ 85,460	9,671 (<i>7</i> 5, <i>2</i> 79)	65,500 (△75, <i>2</i> 79)	0	65,500 (△75,279)	10,289	△ 38.8		29.7 (Δ31.1)	4.7	△ 34.4 (34.1)	34.4 (△34.1)

あるが、

・一㎡に対し、国の基準は五九・○㎡となっており、

五

規模については、一戸当りの実施事業の面積七四 表3はB市における「同和向公営住宅」の建設で

一がの差があるため、「面積差」による超過額が二、二六

一が当りの建築単価が実際事業の一一

あろう。

次に、

※府支出金の項() 杏きは肩咎り補助で外数である。

差」による超過額が三三七万円生じており、用地費につい を要しているが、国が四一四万円しか認めないため「対象 円生じている。さらに設計監理費等で実際には七五一万円 円の差があるため「単価差」による超過額が二、三二〇万 二、九五二円に対し国基準が九三、三九七円と一九、五五五 三万円生じており、 超過額の合計は一億二、八一九万円にのぼっている。 ての「対象差」による超過額の七、八九九万円を含めると、 円あるべき 国庫補助が 二七・九%の六、一五四万円しか措 これについて、 ている結果として、

好ましいものではない。したがって、 の人々は地方債増大の真の原因である「国の値切り」を免 の完全実施を迫っているのである。 「特別措置法」第七条の高率補助や第一〇条の交付税措置 部落住民に対しその責を負わすことはやめるべきで 利子もつく。「公債費」の増加は地方財政にとって いづれにしても、 解放同盟は国に対し

負担状況をみてみると超過額が高額とな

本来六六・七%で一億四、七〇〇万

置されていない。

そのため、

府の補助金は一三・三%の

はないということにつながり、

国にサボリの口実を与える

いうことは、「指定」しなければ 「措置」 しなくとも問題

危険な規定ともいえる。

べたごとく、

条の「予算の範囲内」という規定と同様に、ある意味では

なぜならば、「指定したもの」と

「自治大臣が指定したもの」という規定は第七

の」という条項が先ず問題である。第七条の説明の項で述

「特別措置法」 第一〇条 では

「自治大臣が 指定したも

も予算枠の制限等によって「国庫補助の対象」とならず、

次の問題であるが、「指定事業」 に属するものであって

別紙資料15のとおり、

極めてわずかである。

たる同和対策事業のうちで「自治大臣が指定」しているも

尊重して本当に「措置」する気があるならば、当然全てを であり、全く逆である。すなわち、国が「特別措置法」を 結果となっているからである。これは実にケシカラン論理

しかるに、実際には多種多様にわ

「指定」する筈である。

る。

三三万円に対し、 金や地方債でまかなわざるを得ないことは、「特別措置法」 なっている。とのように、総事業費の九六・七%も府補助 ○%の七、八四○万円が五四・○%の二億一、一八七万円に 三%の五、二二七万円であるべきところを四二・七%の一 ある。この国の怠慢やゴマカシのしわよせが全て地方自治 態であり、国の補助措置がいかに不十分なものか明らかで 解放会館に対する認識を根本的に改めさせる必要がある。 の精神からしてむしろ異常な状態というべきであり、国の 億六、七一九万円を要しており、 地方債についても二〇・ 地方債でカバーせざるを得ないため、府の補助金は一三・ 補助が極めて少ないことが目につく。 以上のように、わずか三件の例をとってみただけである これらは特別な例ではなく全ての事業がこのような状 実際は一、二三五万円で三・二%と国の これを府の補助金と

「特別措置法」に定められた措置をしない国の責任である

その相当な部分を地方債に依存している。 をこそ問題にすべきであることを強調しておく。 的攻撃をしかけている一部の人々は、このような国の姿勢 ことは、まぎれもない事実である。現在、同和行政に意図 れまで述べてきたように、同和対策事業については、 地方債元利償還金に対する国の「特別の措置」 の実態

定したものにかかる元利償還に要する経費は、地方交付税 税による措置を行い、地方債の元利償還金の増大が市町村 ○○を基準財政需要額に算入することによって、地方交付 とする。」と定め、元利償還に要する経費の一〇〇〇分の八 地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入するもの 法の定めるところにより、 る経費の財源に充てるため起した地方債で、自治大臣が指 について、「同和対策事業につき 地方公共団体が必要とす の助成」を値切りつづけてきた結果である。 財政を圧迫することのないようにすることとしている。 「特別措置法」第一○条では、このような地方債の償還 当該地方公共団体に交付すべき

別措置法」の具体化をサボリつづけ、特に第七条の「特別

これは国が

って、 地方交付税でまかなわれ、部落解放総合計画はさらに推進 る。 され得るわけであるが、これについても国のゴマカシがあ れがいわゆる「一〇条適用」といわれている措置である。 は部落解放のために積極的に進めていくべきものであり、 ているのである。とのような国の姿勢は「同対審答申」や 画を遅延させるとともに、差別キャンペーンに口実を与え 体に負わされているのであり、このことが部落解放総合計 それにともなう 財政負担は行政 として当然 である ととも ものであって、だんじて許しがたいものである。同和行政 このとおり措置されておれば、元利償還金のほとんどが 「特別措置法」の精神をふみにじり、 この項ではそのことについて 説明して おくこ ととす 「超過負担」 は住民に全く 責任のないものであり、 の精神がふみにじられているのであ 部落解放に逆行する

10条適用の実態(総事業費100とする) <図6>

業費 事 (100)国庫補助基本額(60) 地方債 (40) 地方债 国庫補助 (40) (20)この部分のみ 10条適用

いないのが実情である。さらに 「指定事業」単独で措置されたものについては、一〇条適 庫補助の対象」となったものであっても、 一〇条適用がなされて その事業に充当 であり、「国

を差し引いた残りの額に対して充当された地方債(いわゆ る。このように、「国庫補助基本額」 から 「国庫補助金」 適用されるのではなく、「国庫補助基本額」 に対応する地 行ったと仮定した場合、 図6のとおり、今かりに総事業費を一〇〇として府補助、 る「一〇条適用」についても併せて値切られているという るということは、単に国庫補助金が値切られるということ なことは、「国庫補助基本額」 が不当に低く 抑えられてい る「補助裏の起債」)にかかる元利償還金が 一〇条適用の 方債の20のみが一○条適用されることとなっているのであ ことになるのであって、まさに二重、三重のゴマカシが だけではなく、それと同時にその「補助裏の起債」にかか 対象となるにすぎないのである。したがって、ここで大事 一般財源を考えに入れず、国の補助と地方債のみで事業を 八○○が「基準財政需要額」に算入されるわけではなく、 された地方債の全額が一○条適用され、その一○○○分の 地方債全体の4+2=6が一〇条

<図8>「同和対策事業債」にかかる 昭和50年度分元利償還金の 10条適用の状況

適用分

1億 2,491

万円

5億5,418万円 (100%)

非適用分

14億2,927万円

(91.9%)

(8.1%)

況をみてみると、次のとおりである。 二、五五八万円となっているが、 において市町村が借り入れた「同和対策事業債」について 図7のように 関係市町村 そのうち 「特別措置法」

<図7>

「同和対策事業債」

のうち10条指定の状況

指定分

4億4.640

(11.4%)

39億2,558 (100%)

非 指定分

34億7,918万円

(88.6%)

われているといえるのである。 とのことについて、昭和五○年度の「一○条指定」の状 (除大阪市) で総額三九億 先ず、昭和五〇年度

全ての 運動、 ある国の怠慢を黙認し、被害者である部落住民とその解放 し、彼等がそのようなことを言い続けるならば、 されても 恐れるには 足りないとの 自信を 持っている。も 和事業を攻撃しようとするもののデマゴギーのために利用 めの資料を提供しようとしているのであって、 論において国が当然果すべきことを果すように要求するた するような声に気がねをする必要はない。我われはこの小 にあると思われる。だが、我われはそのような一部の為に なっているじゃないか」という声が出てくる恐れはたしか われのいうとおり同和事業が市町村財政を圧迫する原因に がら同和事業攻撃に熱心な連中から「それみろやっぱり我 われは誤解をおそれず述べてきたつもりである。 ここで、つけ加えて述べておくが、これまでの記述で我 さらには全ての被圧迫階級を攻撃する行動として、 心ある 国民大衆の指弾を 受けることと なるであろ 意図的に同 加害者で しかしな

償還金の八・一%にすぎないのである。 これをはるか下回るわずか一億二、四九一万円であり、元利 これまで述べてきたことを総合して考えると、 国は自ら

政需要額に算入され、地方交付税において措置されること

一二億四、三三四万円が 地方交付税の 算定に用いる基準財

となる筈であるが、実際に「一〇条適用」されたものは、

五、四一八万円であるが、 これをすべて 「特別措置法」第

その一〇〇〇分の八〇〇にあたる

一○条の対象とすれば、

策事業債」にかかる昭和五○年度分の元利償還金は一五億 が過去において同和対策事業について既に起した「同和対 %にものぼっている。

第一○条の指定分は一一・四%の四億四、六四○万円にす

非指定分が 三四億七、九一八万円と全体の八八・

六

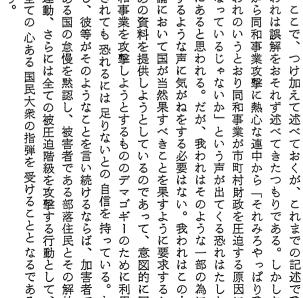
図8のように、大阪府下関係市町村(除大阪市)

ゴ 還にあたって、交付税で援助すべきと定められていること 市町村をそのような立場に追いこんでおきながら、その償 さえ無視し、 ざるを得ないところに追いこんでいるのであり、 結果として、市町村がやむを得ず地方債の増発できりぬけ いては断固糾弾せねばならない。それとともに、国は自ら が「特別措置法」に規定する「特別の助成」をしなかった カシをしてはばからないのである。 一般財源(税等)によって償還させるという とれにつ

t 「運営関係経費」の状況

いて簡単に述べることとする。 この項においては同和事業費のうちの運営関係経費につ

なり大まかな調査となっており、 との小論の基礎資料として使用した調査については、 特に「運営関係経費」 か



る。 についてはその傾向が著しい。今後の調査が必要と思われ

大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和大阪府下関係市町村(除大阪市)の昭和五○年度の同和

めをする場合を除き……三分の二の割合……」と規定してっているのであるが、その条文のなかに「政令で特別の定対象」となっても基準、単価が実質と大きくかけはなれて対象」となっても基準、単価が実質と大きくかけはなれて対象」となっても基準、単価が実質と大きくかけはなれて対象がというなるものが非常に少ないこと、「国庫補助助対象経費」に対する補助対象範囲が非常に狭いため「国庫補助のをする場合を除き……三分の二の割合……」と規定しているのであるが、その条文のなかに「政令で特別が表現しているのであるが、その条文のなかに「政令で特別が表現している。

き事項であろう。
という成とで特別の定めをする場合」という規いる。実はこの「政令で特別の定めをする場合」というのは、「特別措置法」が「運営関係費」にかかる国庫補助の低さをもたらしての条では「運営関係経費」については三分の二ではなくこの条では「運営関係経費」については三分の二ではなくこの条では「運営関係経費」については三分の二ではなくの条では「運営関係経費」に対する 助成措置の拡充強化を直切っているのである。今後、部落解放の中心課題である「人づくりと暮らしの問題」すなわち、解放教育の推進、がのための人材養成等の根本的課題としての施策を推進す放のための人材養成等の根本的課題としての施策を推進す放のための人材養成等の根本的課題としての施策を推進すがのための人材養成等の根本的課題としての施策を推進するため、「運営関係経費」に対する 助成措置の拡充強化を高ため、「運営関係経費」に対する 助成措置の拡充強化を高ため、「運営関係経費」に対する 助成措置の拡充強化を高ため、「運営関係と、かちとっていく必要がある。この要求については「特別措置法」強化延長にあたって最も留意すべついては「特別措置法」強化延長にあたって最も留意すべついては「特別措置法」強化延長にあたって最も留意すべついては「特別措置法」強化延長にあたって最も留意すべついては「特別措置法」強化を表する場合」という。

、いわゆる「同和とりすぎ論」について

ついて明らかにしてきたと思う。このような国の不誠実な町村に対する財政援助措置をゴマカシ、値切っているかにに「同対審答申」「特別措置法」の精神をふみにじり、市ついて、その実情に若干の解説を加えるなかで、国がいか前項まで昭和五○年度の市町村同和対策事業の決算額に

ねばならない。

のような事態を招いた国の責任は重大であるといわり、このような事態を招いた国の責任は重大であるといわら、このような事態を招いた国の実現を遅延させ、他方で「ネるかは、はかり知れないものがある。と同時に、そのことやり方によって、いかに地方自治体がしわよせをうけていやり方によって、いかに地方自治体がしわよせをうけてい

労働者の賃金さえどうなるか分らない時に解放同盟は無茶 う口実のもとにこれまで労働者が汗と油で築き上げてきた おいては不況下における住民の不満に対し正しく対応する 同和予算の見直しをしよう。」 というような一連の 「地方 をのりきり、赤字再建団体転落を防止するため、同和事業、 をやるから市町村財政が圧迫される」とか「地方財政危機 政危機を背景に、「同和地区に金を使いすぎる」「同和事業 のである。これは、 ことなく迎合するとともに、「地方自治を守るため」 とい の労働組合においても、日本共産党の指導下にある組合に するような悪意に満ちた宣伝が行われている。自治労傘下 財政危機」に悪のりした部落解放に逆行し差別を拡大助長 一部の団体)が、現今の不況下における地方における地方財 やその影響下にある各種の団体(特に自治体労働者による 「労働条件」を放棄し、党勢の拡張のみにこり固っている ところで、従来から同和事業を攻撃してきた一部の人々 もっと考えてみるなら、「住民福祉や

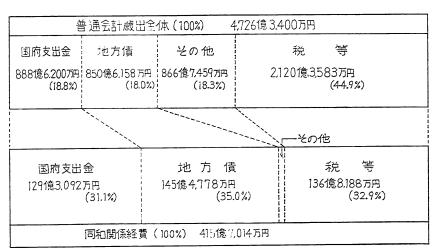
大きく敗退したととが証明しているのである。たくらみとさえ思える。しかし、とのたくらみが破れ去ったくらみとさえ思える。しかし、とのたくらみが破れ去ったのいいなりにならない解放同盟をつぶそうとする悪質ならのいいなりにならない解放同盟をつぶそうとする悪質ならのいいなりとならない解放同盟をつぶそうとする悪質ないからいない。

原因となっているかどうかを考えてみたい。題とは思うが、参考までに、同和行政が市町村財政危機の行政について、市町村財政圧迫の議論があること自体、問ここで、国民的課題としての同和問題解決のための同和

のことは一部の人々も知らない筈はないのであるが、何をあるとは一部の人々も知らない筈はないのであるが、何を事業を実施している市町村は全てそれが原因で赤字団体になっているように聞えるが、地方財政制度のあり方という根なっているように聞えるが、地方財政の危機は同和事業のなっているように聞えるが、地方財政の危機は同和事業の本的な問題から発生してきているものである。このいい方では同和本的な問題から発生してきているものである。とのいい方では同和本的な問題から発生してきているものであるとは常識である。これに対しているように関えるが、地方財政確立に何らの手を厳しい状勢は低成長期にあたり地方財政確立に何らの手を厳しい状勢は低成長期にあたり地方財政確立に何らの手を厳しい状勢は低成長期にあたり地方財政確立に何らの手を厳しい状勢は低成長期にあたり地方財政であるが、何をあるとは、一部の人々も知らないのであるが、何を表表を防止するが、国の手を対しているような「同和ます、総体的にみた場合現在行われているような「同和ます、総体的にみた場合現立とは、一部では、日本により、一部である。これにより、一部では、日本により、「日本はまり、「日本により、「日本により、「日本により、「日本により、

「特別措置法」残り2ケ年の段階における行財政の況状

< 図9 > 昭和50年度関係市町村(除大阪)における普通会計 歳出全体と同和関係費の財源構成



幕府のやり方と異ならない。 対する人民の不満をそらすため、部落差別を利用した徳川 影響下にある連中のやっていることは、武士階級の搾取に を展開しているのである。このような日本共産党及びその なう市民・労働者の不満をそらすため「同和とりすぎ論」 表面的に防止したように見せかけようとしてい るので あ 利」「市民の利益」 を犠牲にして 「赤字再建団体転落」を どは、「地方自治を守るため」という名分のもとに、 はなく、 に対する背信行為をくり返しているのである。それだけで を助けるとともに、市民・労働者の権利を後退させる人民 自粛論」や「同和事業見直し論」をふりまき、政府自民党 政府・自民党と歩調を合わせ、自らの党利のため「人件費 ・独占資本との闘いをないがしろにしつつ、「労働者の権 えて目をふさぎ、地方財政危機の原因を「高い人件費」と 血まよったのかは知らないが、これらの根本的なものにあ 「福祉の乱発」にあるとして地方自治体をしめつけている そのことによる「人件費抑制」や「福祉の後退」に伴 一部の人々の影響下にある組合の一部背信幹部な 政府

本共産党は許しがたいものといわねばならない。さらに、せなければならない時にこの問題を歪曲させようとする日かかわる問題であり、全ての国民が真剣に考え、力を合わ地方財政の危機という問題は地方自治の存立そのものに

うとが分る。強く指摘しておきたい。 うとが分る。強く指摘しておきたい。 うとが分る。強く指摘しておきたい。

ず赤字を出している市町村が八市あるととについて説明がず赤字を出している方町村が八市を数える。また、一方黒字団体は、二〇市町村であるが、そのうち同和事業を実施しているものは、門真市はじめ八市を数える。また、一方黒字団体は、二〇市町村であるが、そのうち同和事業を実施している市町村にのぼっている。いても黒字となっているものは七市町村にのぼっている。いても黒字となっているものは七市町村にのぼっている。いても黒字となっているものは七市町村にのぼっている。いても黒字となっているものは七市町村にのぼっている。いても黒字となっているものは七市町村にのであれば、同和事業を実施している市村であると、大阪府下四四市ける普通会計の決算状況からみてみると、大阪府下四四市ける普通会計の決算状況からみてみると、大阪府下四四市ける普通会計の決算状況からあるととについて説明が

(この項別紙資料1を参照)
 (この項別紙資料1を参照)
 (この項別紙資料1を参照)
 (この項別紙資料1を参照)

が分る。

「ない、昭和五○年度の関係市町村(除大阪市)の財政状次に、昭和五○年度の関係市町村(除大阪市)の財政状次に、昭和五○年度の関係市町村(除大阪市)の財政状次に、昭和五○年度の関係市町村(除大阪市)の財政状次に、昭和五○年度の関係市町村(除大阪市)の財政状次に、昭和五○年度の関係市町村(除大阪市)の財政状次に、昭和五○年度の関係市町村(除大阪市)の財政状

なっており、同和関係経費では三二・九%と歳出全体においうものの、やはり四四・九%と総額の半分近くの高率としは、歳出全体では昭和四九年度よりやや改善されたとはての結果として市町村の一般財源(税等)による持ちだ

> 七・三%を占めていながら、税等では三・九%しか占めて はわずかの三・九%となっている。このように事業費で一 あり、同和関係普通建設事業費は二六三億三五八万円とな では、 論議のまととされている普通建設事業費についてみてみる がいかに上っているかの 証左であるといえる。(別紙資料 財源が保障されているかということ、ひいては闘いの成果 については

> 一億四、○七八万円であり、

> その占める比率 の二九二億四、〇七五万円に対し、同和関係普通建設事業費 そこに投入された一般財源(税等)は普通建設事業費全体 政上の負担の軽減がなされているといえよう。なお、よく 5及6を参照) いないということは、いかに一般対策に比べて同和対策の っており、その占める割合は一七・三%となっているが、 同盟を中心とした財源確保の闘いの成果として市町村の財 昭和五〇年度の関係市町村(除大阪市)における状況 普通建設事業費総額は一、五二二億一、一二七万円で

策特別交付税というのは同和地区を有する市町村に対し、別交付税というものが含まれているのである。この同和対等)として取扱われているもののなかに、実は同和対策特とについて考える場合、留意すべきこととして同和対策特とについて考える場合、留意すべきこととして同和対策特とについて考える場合、留意すべきこととして同和対策特とについて過程というのはか同和事業における市町村負担の軽減というこ

における同和関係人口、地区数を基礎として算定される。)における同和関係人口、地区数を基礎として算定される。)における同和関係人口、地区数を基礎として算定される。)における同和対策のためということで交付されることとなっているのであるから、ある意味では特定財源としてみなは一般財源として扱っており、これを特定財源としてみなはこの同和対策特別交付税について明らかにすることを考はこの同和対策特別交付税について明らかにすることを考はこの同和対策特別のが事実である。(事実、当研究所の問い扱いにしているのが事実である。(事実、当研究所の問い扱いにしているのが事実である。(事実、当研究所の問い扱いにしているのが事実である。(事実、当研究所の問い扱いにしているのが事実である。(事実、当研究所の問い扱いにしているのが事実である。(地方自治体同和対策推進のため交付されるものである。(地方自治体同和対策推進のため交付されるものである。)

低下する筈である。 分離して扱えば、いまより一層一般財源(税等)の割合は先にも述べたように、これを明らかにし特定財源として

り、本報告においてことさら数字を小さくみせるというつれに必要な 経費を 支弁することは 当然であると 考えておいるかぎり、地方自治体が同和事業を積極的に推進し、そのための部落解放総合計画に基づく諸施策が必要とされて勿論、当部会としては部落差別が存在し、その問題解決

でもない。しかしながら、現在行われている差別キャンペーンのように、運動の成果として高率の補助金、地方債が出総額における対比のみで云々したり、人口比まで持ち出出総額における対比のみで云々したり、人口比まで持ち出出総額における対比のみで云々したり、人口比まで持ち出出総額における対比のみで云々したり、人口比まで持ち出出にがより容易になったことをことさらに覆いかくし、歳確保され、その結果として地方自治体における同和事業のをできなくなる。)することの誤りを強く指摘しておきたい。それとともに、同和対策推進の歴史のなかに部落解放を合計画推進のための闘いを通じて財源確保に力を尽しておきた解放運動の歴史があるということを強く主張しておききた解放運動の歴史があるということを強く主張しておききた解放運動の歴史があるということを強く主張しておきたい。

同和対策事業費の状況について第二章 「特別措置法」以後昭和五〇年度までの

とは、 ところであり、 情からようやく昭和五〇年度あたりから調査に入り初めた 歩状況の調査、点検の必要性がいわれてきたが、種々の事 てきているかについての体系的な把握がなされていないと る。この八年間をふり返って、どの程度総合計画が実現し 置法」が制定されて以来、地方自治体における同和対策事 は残念である。ただ、概括的にいって昭和四四年「特別措 の最終年次にあたる昭和四八年度あたりから総合計画の進 ウイークポイントとなっている。したがって、前期五カ年 〇カ年計画) 制定を機として、着実に伸びてきている。 実施の裏付となる同和関係予算についても「特別措置法」 業が飛躍的に進展した結果、生活環境の改善を中心として 一定の成果を上げ得たということはいえる。 昭和四四年度を初年度とする部落解放総合計画(長期 今後の計画の進め方を考える場合の我われの最大の も既に八年を過ぎて、 現在未だ結果を出すにいたっていないこと 第九年次を 迎えて これらの事業 しつ

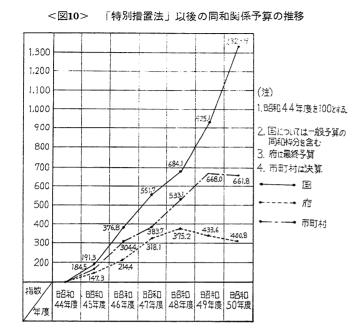
費の状況について簡単に説明を加えておくこととする。そ年度から昭和五〇年度までの六年間における同和対策事業との章においては「特別措置法」の制定された昭和四四

したい。 この章では解説についてはできるだけ省略していくこととれぞれの分析の手法については第一章と同様であるので、

- 推移 、「特別措置法」以後における同和関係予算

自治体や か 憾なことに、 事業も推進されてきているといえよう。 方自治体においては顕著なものがあり、 までの同和予算の伸びには目ざましいものがある。 昭和四四年度に「特別措置法」が制定されて以後、 地方自治体の総合計画の抜本的な促進をはかるどころ せっかくの地方自治体の「やる気」を沈滞させ、地方 地方自治体の 事業に十分な 財政援助 もできぬ 程であ 部落住民の 期待を 裏切ることは 大なるもの その間 における国の 同和関係予算 について しかし、 それにともなって 極めて遺 特に が 地

なかで前期五カ年の状況を「昭和四四年度予算に比較して、『同和対策の現況』(昭和四八年一二月発行、総理府編)のの成果ということができよう。 このことについて 、 国は非常に大きなものであり、解放同盟を中心とする中央交渉する。 これをみるかぎりでは国の同和関係予算の伸びはそれぞれの同和予算の伸びについては図10に示すとおり



二倍というのは 昭和四四年度の六二億 一、七〇〇万円(一 な予算というほかあるまい。 年を切り残事業が山積しているなかでは、 上げを行っているようであるが、 慢するには当らない。たしかに、 った昭和四四年度の予算が不当に少なすぎたものであり自 のは予算そのものの伸びよりも、伸び率の計算のもとにな 三億七〇〇万円にすぎない。つまり、 億六、二〇〇万円で 一般予算の同和枠分を加えても、 八二 般予算の同和枠分を除くと 二七億二、三〇〇万円) に対し 予算を約一三・二倍伸ばしているのであるが、この一三・ 阪府の四・○倍、市町村の六・六倍に比べ驚くべき伸びと 約六・八倍) の予算が計上 されるこ ととなった」 と自替 との四年間に約五・八倍(一般予算の同和枠分を加えれ て伸びをみたものであり、 いうことができる。しかし、これを注意してみると、 ると昭和四四年度を一〇〇として一三二三・九となり、約 一三・二倍の伸びということで倍率だけをみると確かに大 胸をはっている。 さらに昭和五○年度までの伸びをみ 国の昭和五〇年度予算は三七八 「特別措置法」が既に二 昭和五〇年度は相当の積 伸び率が異常に高い まだまだ不十分 国は

枠分を加えると 六二億一、七〇〇万円) を組んだ昭和四四和関係予算として 二七億二、三〇〇万円 (一般予算の同和このことについてもう少し説明を加えておくと、国が同

93

みると、住宅、

道路、

下排水等の生活環境施設整備費が

一、一八四億九二五万円で四五・四%を占めており、

共同浴場等の社会福祉施設整備費が四八五億九、〇四

のは怠慢としかいいようがないものと考える。 が、わずか、 部落三〇〇万人の 部落解放総合計画に 責任を 持つべき 国 の同和事業に対し財政援助の 責任を有し、 ○万円を予算化していることから考えると、全国の自治体 の年に一地方自治体 である大阪府でさえ 二六六億六、三〇 和事業費の八二七億二、六〇〇万円にも達していない。 ○万円とかなり改善されているものの、府下全市町村の同 同和関係予算は一般予算の同和枠分を加えて八二三億七〇 いないのである。 和枠分を加えた国の同和関係全予算は二分の一にも達して 同和事業費として支出しているのであって、 年度に、すでに大阪府下市町村では一二五億一〇〇万円を 八二三億七〇〇万円しか予算化しないという さらに昭和五○年度でみてみると、国の 全国六、〇〇〇 一般予算の同 ح

三億円という数字は問題にならない。円に達しており、これからみても全国で七年間に四、七三で同和事業費として支出した額は二、八〇八億三、八〇〇万いる。さらに、この四年間において大阪府下の市町村だけ

えると、 この四、七三三億円で 生活環境改善をはじめとし ろう。(この項別紙資料8参照) った結果をもって迫っていくことが重要な課題となるであ が、その修正にあたっては我われ自身の手による調査を行 調査によっておそらく修正せざるを得ないものと思われる の四、七三三億円という数字については、国も昭和五〇年度 にはソッポを向いているが、問題といわねばならない。こ 撃には熱心であるが、国のこのような姿勢を追求すること ンスもはなはだしい。 て物的施設は全てととのうというのであるならば、ナンセ めれば一、五〇〇万円~一、六〇〇万円もかかることから考 落あたり七、八八八万円にしかならず、住宅一戸が用地も含 昭和四七年度から昭和五三年度までの七年間でみても一部 全国的にみて 一部落あたり年間 一、一二七万円弱となり、 この四、七三三億円の年割額は六七六億円であるから、 ところが、一部の人々は同和事業攻

まちゝ 「特別共衆生」 ご終の同和関係終典法質状況

二万円のうち六・八%にあたる。その内訳は表5に示してとなっており、普通会計歳出総額五兆一、八五四億一、八九みると、同和関係経費の総額は三、五四四億四、七三五万円年度までの大阪府下全市町村の同和関係経費の状況をみて

「特別措置法」が制定された昭和四四年度から昭和五〇

の状況

「特別措置法」

以後の市町村同和対策事業費

っており、 運営関係経費は 九三五億八、五〇七万円で二六にあたる二、六〇八億六、二二八万円が普通建設事業費とないるように、総額三、五四四億四、七三五万円の七三・六%

この普通建設事業費について事業別に詳細にみて

四%を占めている。

	<:	衣 9	>	1	行力	// 1/1	法」り	後の	リロ和氏	徐栓實	大ち	早环况
_										(大阪府	下全	市町村)
		項		I	=		決	算	額 万円	構	成	t 比 %
	普	生	舌環	境抗	設室	を備	11,	,840,	,925	45.4		
	通建	社	会福	祉が	設生	を備	4,	,859,	,046	18.6		
1	没	教 [:]	育関	係抗	設室	を備	8,	,037,	,373	30.8		73.6
1	事業	7	Ø	他	整	備	1,	348,	,884	5.2		
	费			計			26,	086,	,228	100.0		
	運	営	関	係	経	費	9,	,358,	,507		26.	4
		合		Į.	t		35,	444,	,735	1	00.	0

の「普通書及事業費」に大つて意大さにて「月のから国家に、これらの経費の財源についてみると、図11のとおであろう。(別紙資料8及9を参照)部落差別の実態を反影しているものであり当然というべき

「特別措置法」のたてまえの六六・七%一、七三九億九、五庫支出金は三六九億三、三八二万円で一四・二%にすぎず、り「普通建設事業費」二、六〇八億六、二二八万円のうち国がに、これらの経費の財源についてみると、図11のとお

とのととは第一章のところで述べたように、部落の実態、七億八、二九八万円で七六・二%という高率を示している。設整備費という、 基幹的事業に 要した経費だけで一、九八

備費は八○三億七、三七三万円 となっており 三○・八%を六万円で一八・六%を占め、小・中学校等教育関係施設整

占めている。とのうちで生活環境施設整備費と教育関係施

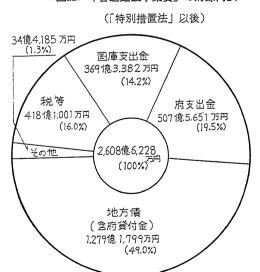
三・三%であるから 三四六億九、四六八万円 となる筈であ 地方債を合せると八二・五%にも達し、 九九万円で四九・○%を占めており、国・府の支出金及び あたる額である。地方債についてみると一、二七九億一、七 六五一万円 となっており、 一六〇億六、一八三万円もよけ 額が生じている。府支出金についてはたてまえでいけば一 の国の同和予算(一般予算の同和枠を含む)の五分の一にも いに支出さされていることとなるが、これは昭和五○年度 実際の府支出金は一九・五%にのぼる五〇七億五、

府補助金は六六億九九七万円で七・一%となっており、国 して国庫補助金は二・二%の二〇億七、四九四万円であり、 とろである。(別紙資料9及11を参照) この面における財政援助措置の抜本的改革がのぞまれると 八○九万円八四・○%と非常な高率となっており、 っている。このため一般財源の占める割合が七八五億七、 ・府の補助金を 合せても 八六億八、四九一万円とわずか九 いうと、「運営関係経費」総額九三五億八、五〇八万円に対 ・三%にしかならず、 補助金の占める割合が極端に低くな 今後、

前の章の 昭和五○年度決算 の項でも 述べたこ とである

分を補助金と地方債に依存していることが分る。 一四万円と比べて一、三七〇億六、一三二万円の国の未措置 なお、「運営関係経費」 の財源ではど うなっているかと 事業費の大きな部

<図11>「普通建設事業費」の財源内訳



のあることを考えると、 保の闘いの成果としての補助金や地方債における優偶措置 同和事業費との対比で云々していることが多いが、 が、 一部 の人々は同和予算攻撃を行う場合、事業費総額と 地方自治体における財政負担の度 財源確

別措置法」以後における一般財源(税等)についてみてみ そこで、その基本的な考え方のもとに府下全市町村の「特 ることとする。 いは一般財源(税等)による比較で論ずるべきである。

闘いのなかで高率の補助や地方債における有利な措置をか ちとってきた成果として、一般財源(税等)での負担が軽 となっている。このことはこれまでも述べてきたように、 等)による充当を抑えることに成功しているということが おいて有利な助成が闘いとられた結果として一般財源(税 入率が四・六%と下回っているということは、 較において六・八%を占めながら、 費に充当された一般財源(税等)の額は一、二〇三億八、八 の総額二兆五、九二〇億二、七八八万円のうち同和対策事業 減されてきたことを物語っている。さらに一般財源(税等) 四四億四、五二七万円のうちに占める一般財源(税等)は で五〇・〇%を占めているが、 一○万円で、わずか四・六%にすぎない。事業費による比 一、二○三億八、八一○万円で三四・○%とはるかに低い率 一般財源(税等)の総額は二兆五、九二〇億二、七八八万円 歳出総額五兆一、八五四億一、六九二万円に対して 同和対策事業費総額三、五 一般財源(税等)の投 同和事業に

さらに、 同様の考え方で「普通建設事業費」における

費」は二、六○八億六、○一九万円となっており、それに含 原因となっている。このことについては機会があれば詳細 最近まで部落にわずかの金しか投入してこなかったことが 後半にいたって事業費がかさんでいるところであり、 措置法」前半までは何も事業が行われていなかったため、 伝されているところもあるが、このようなところは「特別 ない。「〇〇市は 普通建設事業費の 半分以上を同和事業に 通建設事業費」全体の一三・八%が投入されているにすぎ は「特別措置法」以後の七年間の平均をとってみると「普 対策事業に投入しているかのようにデマっているが、実際 ととさらにとり上げて、 %で、これについてもはるかに低率となっている。一部の まれる一般財源(税等)は四一八億一○○万円で一六・○ ているのに比して、同和対策事業としての「普通建設事業 業費」総額一兆八、九四三億七、三八二万円のうち一般財源 であるが、 通建設事業費」のうち同和事業の占める割合は一三・八% に調査をして発表していくつもりである。 つぎこんでいる。部落はとりすぎである」というように宣 人々は同和事業攻撃にあたり、特定の市町村の特別の例を (税等)は四、二九六億八、〇〇〇万円で二二・七%を占め (税等) 同和対策としての高率の助成の闘いとられた高 の状況についてみてみると、「普通建設事 「普通建設事業費」 の大半を同和 つい

への

一般財源(税等)

の投入額は全体の事業における一般

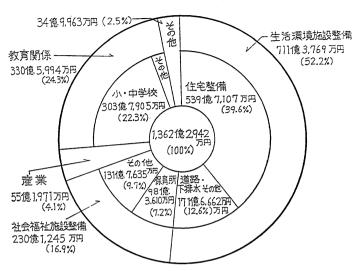
率の助成の結果、同和対策事業としての「普通建設事業」

財源(税等)に対し九・七%とはるかに低い率でおさまっ

99

れておるべきこれらの施策が既に過去に実施されており、

「特別措置法」以後の「普通建設事業費」の状況 〔府下関係市町村 (除大阪市)〕



認め、 や住民の福祉の後退につながる「人件費自粛論」や 自治を守る」というのであれば、 字再建団体転落を防止」し、「地方財政を確立」し「地方 め」と称して、「人件費自粛」や るポーズをとっているが、 実際には 地方財政を確立」し「地方自治を守る」ためには、 やり方はもってのほかの所業といわねばならない。 地方自治体に転嫁し、 の見直し論」のような、 に本末転倒もはなはだしいやり方といわねばならない。「赤 ている状況のなかで、国に対しては形式的には注文をつけ やその影響下にある諸団体はこの地方財政危機が深刻化し 治体の自主的判断に基づく (税等) からの負担が大巾に軽減されていることを素直に 地方自治体に対し介入しているのである。これはまさ 評価すべきであろう。しかしながら、一部の人びと 労働者や市民にしわよせするような 国の責任による地方財政の危機を 「住民福祉」 労働者の労働条件 「事業の見直し」を主張 「地方自治を 守るた のための施策を推 地方自 :の悪化 「真に 「事業

> 参照) はそのために先頭に立つべきである。 財源を国からとり戻す闘い 中心に行われている、 のためには部落解放総合計画推進のために部落解放同盟を ようとする政策に断固抵抗するとともに、地方財政の確立 確保する等、 めていくことを通じて労働者全体の「労働条件の改善」を 進していくこと、 国民の犠牲のもとに独占資本の利益を擁護し 「自治体労働者の労働条件の改善」 国による財源保証の闘いに習って、 が必要なのであり、日本共産党 (別紙資料10及11を を進

が中心となって 闘った 成果として 高率の助成

がかちとら

一般財源

その結果として 市町村の 実質負担 としての

てい

るのである。

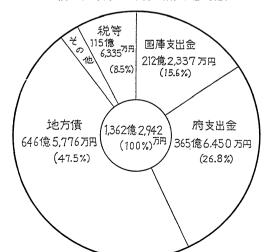
一部の人びとはこのように部落解放同盟

業費の状況 「特別措置法」 以後の関係市町村同和対策事

ξ

れてきた部落の実態からみて、その生活環境を改善するた して極めて低位、劣悪な住環境のもとに定住を余儀なくさ 三、七六九万円を投入している。これは部落差別の結果と 生活環境施設整備に 要した 経費は 五二・二%の 七一一億 業内容別にみると、図12のとおり住宅、 費」は総額一、三六二億二、九四二万円であるが、これを事 五〇年度から 算入) 係市町村 めには当然である。 昭和四四年度から昭和五〇年度までにおける大阪府下関 (除大阪市) 二二市町村 (とのうち一団体は昭和 しかしながら、 の同和対策としての 一般対策として実施さ 道路、下排水等の 「普通建設事業

<図13>「普通建設事業費」の財源状況〔府下関係市町村 (除大阪市)〕の「特別措置法」以後



さらに、 産業関係 備に要した経費は二三〇億一、二四五万円で一六・九%、 と思われる。 で五五億一、九七一万円と四・一%を占めている。 次に保育所、共同浴場等の社会福祉施設の整 中学校の教育関係施設整備に要した経費は三

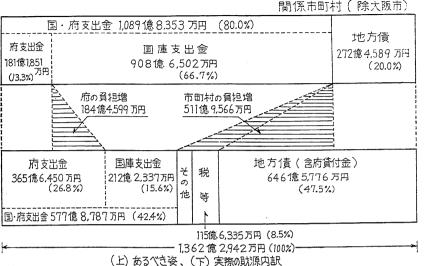
三〇億五、九九四万円となっており二四・三%を占めてい

このように生活基盤の整備に欠くことのできない経費

101

「特別措置法」以後の「普通建設事業費」にかかる負担割合

関係市町村(除大阪市)



円で一五・六%であり、 次に府の支出金については三六五億六、四五〇万円で二六 六六・七%の 九〇八億六、五〇二万円 に比べると五一・ ついて、その財源を考察してみると、 となっている。 「たてまえ」の二倍以上を支出している。 まず国庫支出金についてであるが二一二億二、三三七万 筈であるにもかかわらず、国が措置しないことによって たてまえでは一三・三%の一八一億一、八五一万円でよ 八%にのぼっているが、「特別措置法」 と現行の考え方 六九六億四、一六五万円もの未措置額が生じている。 「特別措置法」 のたてまえである 図13のとおりの状況 一方地方債は四

> %の三七四億 一、一八八万円もの 増発を余儀なくされてい 七・五%にあたる額の 六四六億五、七七六万円 となっ さぐ形で強化延長をはかっていく必要があろう。 はかるとともに現在の「特別措置法」の抜け道を完全にふ えにてらして考えればさらに からすれば単年度においては 確保の闘いの成果でもある。ただ、「特別措置法」の精神 よる充当率が八 現在の地方財政制度の特徴でもあるが、同時に に大きく依存していることが明らかとなっている。 二二四億四、五六三万円と、 「たてまえ」の二七二億四、五八八万円に比べ二七・五 ・五%と低く抑えられていることは、 補助金、 地方債合せて八九・九%、 そのほとんどを 自主財源以外 「特別措置法」の完全実施を 一般財源は不要というたてま 一般財源に これは

きたわけであるが

ならなかったものである。

一般対策としてもっと早期に整備されてい

いなければ

次に、

「普通建設事業費」

一、三六二億二、九四二万円に

では最も根本的なものであることから積極的に推進されて はいえないが、との二つのものは部落解放総合計画のなか

これらのものは本来同和対策としてで

%を占めるにいたっている。

他の事業も勿論重要でないと

七六・五

た経

費だけでも一、〇四一億九、七六三万円にも達し、 と部落解放にとって最も重要な教育施設の整備に要し

「特別措置法」 特別措置法」の措置状況 以後の同和対策事業における

までもなく同和対策事業に要する経費につい っ 和対策事業の第一線を受け持つ地方自治体にとって、 責任を持たなければならないものである。それとともに同 いて簡単に説明をしてきたところであるが、 項までで「特別措置法」以後の同和関係経費の状況に 「特別措置法」の 精神からいっても、 ては「同対審 今さらいう 当然国が 現在

落解放総合計画の積極的推進は困難である。 落解放同盟を中心とする闘いのなかで「特別措置法」の制 上どうなっているかについてみてみることとしたい。 の国の措置が「特別措置法」とのかかわりにおいて、 財源を保障することとしたわけである。そこで、 定をかちとり、 の地方財政制度のなかで国の「特別の助成」 地方自治体の同和対策事業の推進のための その がなければ これまで ため、

ことになっている。 条によって残り三分の一の地方負担額は地方債で充当する の二の割合をもって算定する」こととしており、 対策事業に要した経費に対する国の負担または補助は三分 たように、 市町村に対し国・ 章の昭和五〇年度の決算状況のところでも述べてき いうまでもなく「特別措置法」第七条は「同和 さらに 大阪府では 現行の 考え方とし 府合せて一〇分の八の援助を保障し 同法第九

る筈のところ、 が実情である 一、三六二億二、九四二万円につい そこで、 関係市町村 (除大阪市) 同和対策 「たてまえ」どおりの負担割合に とのような考え方によって それぞれの負担すべき割合は上段のように 実際上は下段のようになっており、 てみてみると、 「普通建設事業費」 「特別措置法」以後 はなっ ۔ ح 図 14 な かなら のと い な

<図15> 「特別措置法」以後の同和対策事業債元利償還金の10条適用状況 適用介 3億 7,676万円 (7,6%)

> 49億 7.006 万円 (100%)

非適用分 45億9,330万円 (92.4%)

措置すべきであるから、 その額は九〇八億六、五〇二万円 る程の額といえるのである。 一方、 地方債についていえ 担増は一三・五%の一八四億四、五九九万円にものぼって 六五億六、四五〇万円の支出となっており、 府支出金の自 が「特別措置法」どおり措置していれば一三・三%、 カ所建設できることとなる。次に、府の補助金でみると国 住宅五、〇五四戸を建設することができるものである。 ま 戸当り一、三七八万円であるから、 これで計算すると公営 この額はB市で建設した公営住宅が用地取得費も含めて一 億四、一六五万円という巨額なものとなっているのである。 額九○八億六、五○二万円の七六・六% にものぼる 六九六 助金の未措置額」(国の値切り額) にならなければないが実際に措置された国庫補助金は一五 第七条の規定では国は事業費の三分の二(六六・七%)を ・六%の二一二億二、三三七万円にすぎないから、「国庫補 つかをそれぞれあてはめて考えてみると、保育所では六三 いる。これを前記のA市保育所、B市公営住宅がいくら建 一億一、八五一万円 でよいとろを実際には 二六・八%の三 とのことについてもう少し説明すると、「特別措置法」 「たてまえ」では二〇・〇%にあたる二七二億四、五八 A市保育所と同じものならば、 公営住宅ならば 一、三三八戸も 建設することができ は本来国の措置すべき 用地費も含めて二三八 一八

> となっている。 七七六万円になっており、 三七四億 一、一八七万円の増発七七六万円のところを 実際事業では 四七・五%の六四六億五、

□ つぎに、同和事業に対する財源上の措置として「特別措置法」第一○条返用」)。
 □ 会適用」)。
 □ 会適用」)。

おわりに

一応終ることとする。別措置法」以後の同和対策事業費の状況についての分析を業費についての財政状況と国の措置の実態、 および、「 特業とので昭和五〇年度における大阪府下市町村同和対策事

り戻すことがもはや不可能となったということは否定でき 立遅れについて現在の「特別措置法」の期限内に完全にと らに全国的にみればその立遅れは著しいものがある。この 別措置法」の期限まで残り二年を切った現時点においてな と、冒頭において述べたように前期五カ年の目標とされて 合計画具体化は 適当でよい」 というような 考え方 ではな うが、この 強化延長の 闘いにとって 大事なことは 現在の 置法」の強化延長の闘いを方針として打ち出したものと思 ない事実である。部落解放同盟もこの点を考えて「特別措 お完了はおろか、不十分な状態にあるのが実態である。さ いる生活環境改善を 中心とした 基幹的な事業でさえ、「特 せるのだから現在の『特別措置法』の期限内の部落解放総 れをとり戻すかの闘いを強化するかである。「強化延長さ 「特別措置法」の期限内にどれだけ部落解放総合計画の遅 部落解放総合計画のこれまでの進捗状況を概活的にみる 期限内にできるだけ遅れをとり戻させる闘いと強化延

れまで部落解放総合計画といいながらややもするとフィジとして策定し具体化していくべきものである。ところがこ れ 力 よう。もともと部落解放総合計画といえば、これらのハー ドな部分とソフトな部分とを有機的、総合的に考えたもの の立場での教育対策、労働対策、産業対策等の問題といえ ルプランのみに終始したり、それがアトランダムに行わ たりする傾向がなかったとはいいきれない面もある。 人材養成等の問題がある。具体的にいうならば部落解放 今後より推進をはからねばならぬものに部落解放

るものと思われる。 間総括を行い、真の総合計画として確立していく必要があ そこで今後は早急に部落住民自身の手による調査と学習 なかで各地域における部落解放総合計画の中間点検、 中

ある。だからといって、そのことを理由に地方自治体がサ 的な高まりのなかで推進していくためには、現在の地方行 ボルことは許されることではない。しかしながら、地方自 していくことは現実の問題として困難であることは事実で 財政のあり方の実態からして地方自治体の段階のみで対応 冶体が部落解放総合計画に真正面からとり組めるようにす 今後、部落解放総合計画の遅れをとり戻すとともに、 質

> に変革させていく闘いが緊要である。 るためにも、基本的に国の同和行政に対する姿勢を抜本的

に対する闘いを展開する必要がある。 をかねそなえた推進のために、次の二点に重点をおいた国 そこで、今後の課題である総合計画の質的な向上と質量

制度の確立などを考えていかねばならない。 計画の実現のため、人材養成に関する特別措置法などのよ 施について質量ともに拡充させるとともに、部落解放総合 していくことであり、第二には「特別措置法」の具体的実 問題の一環として同和行政の財源保障の闘いを強固に組織 確保のために、税財政制度の改革を含めた地方財政全般の することのできる財政力が必要であるが、このための財源 策を推進していくためには、地方自治体がそのことを実施 うな問題別の特別措置法の制定など抜本的改正と新た その一つは、地方自治体による住民の福祉につながる施 な法

を行った部落解放総合計画を確立し、それをもって国に対 自身の手による調査をもとにした大衆討議のもとに見直し 進のために国に対し強く要求すべきこととして、 に、就労の保障、就学の促進、産業の振興などの施策を含 めた事業計画、 そこで、これまでの反省を含めて部落解放総合計画の推 国の同和対策長期計画を根本的に再検討させるととも 財政計画を明確にさせねばならない。 部落住民 との

置法」強化延長のためにも極めて重要な闘いである。 「特別措置法」残り二カ年足らずの間に国のゴマ 総合計画をより 推進させることは、「特別措

計画を全て完全に実施させることは、ことことに至っては る。重ねていうと、現在の「特別措置法」が駄目なのでは 治体に保障するための措置である。そのためには、これま 重要であるとは思われるが、やはり最も重視しなければな 就労、教育等問題別の「特別措置法」を制定させる方向も 強化延長の闘いが重要となってくる。この闘いのなかで、 不可能ともいえよう。 なくその運用に問題があるのであって、そのような国のゴ るなかで、現在の「特別措置法」を改善強化する必要があ で国がどのようにしてゴマカシをしてきたかを十分検討す らないのは、それらの施策を推進するための財源を地方自 マカシを封じ逃げ道をふさぐ形での改正をさせることが急 なお、現在の「特別措置法」の期限までに部落解放総合 したがって、今後は「特別措置法」

えてみたい。まず、同和事業における「特別の財政援助」 程度明らか にしてきた つもりで あるので、 「特別措置法」の改正にあたって特に留意すべき事項を考 そこで、 つい ては○地方自治体の実施する全ての同和対策事業を これまでの国のやり方は第一章、第二章である これからみて

> 特別の助成の対象とし、すべて起債を認め、その償還金に 項は一切排除させねばならない。 ける基本額設定など、同和事業の財源確保に不利となる条 まで「特別の措置」を定めるものであるから、 に実施されているところであるが、「特別措置法」 はあく 業に対する補助について、現行法(一般法)により具体的 義務を明文化させることが大切である。なお、現在同和事 の口実となっている「予算の範囲内」という規定や「自治 の事業」ということを明確にさせるとともに、国のサボリ ついては地方交付税で措置させること。改正法では「全て 大臣の指定するもの」という条項を排除し、逆に予算編成 「特別の助成」の対象としての事業と認定し、三分の二の 現行法にお

律に基づく政令の定め」ということで政令で補助率を二分 政令の定めを許すような条項は排除させるべきである。 が大きくなってくることは明らかであるので、 の一とされているが、人材養成等今後この面での財政負担 運営関係経費については「特別措置法」の「この法 このような

定の如何にかかわらず、据置期間と返済期限を大巾に それを明確にさせること。 同和対策事業にかかる起債については他の法令の規 延長

おいて政府に約束させた一二項目の確認事項を「特別措置

次に最も大切なこととして、故八木一男氏が国会に

7 「特別措置法」残り2ヶ年の段階における行財政の状況

資料1 昭和50年度 市町村普通会計決算額調

昭和50年度地方財政状況調査による 「自治大阪」から転載

総 括 表

(単位:千円)

総	括	表								(単位:千円)
Γ	Œ	分	闭体	裁入総額	裁出総額	差 引 (A) — (B)	翌年度へ繰 越 すべき	実質収支		和 49 年 度
	<u></u>	<i>,</i> ,	数	(A)	(B)	(C)	財 第 D	(C) — (D)	団体数	実質収支
市	町村計	除 く)大阪市)	43	614,787,745	633,184,282	△18,396,537	6,516,421	△24,912,958	43	△13,474,626
	क्त		30	587,193,333	606,406,761	△19,213,428	6,442,483	△25,655,911	30	△14,039,242
町		村	13	27,594,412	26,777,521	816,891	73,938	742,953	13	564,616
赤	字	団体	23	498,671,441	519,393,759	△20,722,318	5,744,781	△26,467,099	21	△15,798,974
	क्तं		22	495,960,445	516,649,326	△20,688,881	5,716,577	△26,405,458	19	△15,745,329
町		村	1	2,710,996	2,744,433	△ 33,437	28,204	△ 61,641	2	Δ 53,645
赤字	新たに赤字を	市	3	46,168,624	46,264,797	△ 96,173	427,083	△ 523,256	4	△ 1,276,476
団体	赤字を体	町村	1	2,710,996	2,744,433	Δ 33,437	28,204	△ 61,641	1	△ 20,667
の内	前年度	市	19	449,791,821	470,384,529	△20,592,708	5,289,494	△25,882,202	15	△14,468,853
訳	からの体	町村	-	_	_	_	_	-	1	△ 32,978
黒	字	団体	20	116,116,304	113,790,523	2,325,781	771,640	1,554,141	22	2,324,348
	市		8	91,232,888	89,757,435	1,475,453	725,906	749,547	11	1,706,087
町		村	12	24,883,416	24,033,088	850,328	45,734	804,594	11	618,261
黒	新たに黒字を	市	-		_	_	_	_	1	366,483
字団体	黒字を体	町村	2	7,259,520	7,096,740	162,780	28,884	133,896	_	_
の内	前年度からの 黒 字 団 体	. 市	8	91,232,888	89,757,435	1,475,453	725,906	749,547	10	1,339,604
訳	からの体	町村	10	17,623,896	16,936,348	687,548	16,850	670,698	11	618,261

大権を守り地方自治を確立していく闘いもまた、それらの人権を守り地方自治を確立していく闘いもまた、それらのれていく。と同時にこれからさらに発展して全ての国民の民が同盟を中心にして、市民、労働者と手を携えて進めら解放同盟を中心にして、市民、労働者と手を携えて進めら展が同盟を中心にして、市民、労働者と手を携えて進めらい、本報告を終るにあたり付記しておくことがある。それは、部落解放総合計画を現の闘いは今後とも部落長の闘いを展開すべきである。それは、部落解放総合計画を再検討し確立することにかけるなかで部落解放総合計画を再検討し確立することにかけるなかで部落解放総合計画を現の闘いは今後とも部落長の闘いを展開すべきである。

資料 5-1 昭和50年度 市町村別、対策別同和対策事業費調 [関係市町村(除大阪市)]

総 (単位:千円) 程事業費Aの財産内以 左の構成家 市町村 総事変要 编考 国庫支出金 府支出金 地 方 債 そ の 他 C B+C D E. 1.510.351 161.060 386,536 489,211 3,946 459,598 10.7 25.6 36.3 32.4 0.3 31.0 63.7 326,572 24,970 61,607 7.6 18.9 26.5 15.3 0.8 57.4 73.5 49,823 2,713 187,459 С 672,454 438,301 11.6 18.0 29.6 4.9 0.3 65.2 70.4 77,805 121,308 33,100 1,940 2,480,454 78.386 209,909 1,177,098 69,425 945,636 3.2 8.4 11.6 47.5 2.8 38.1 88.4 Ε 843,657 47,102 282,549 71,059 433,801 5.6 33.5 39.1 8.4 1.1 51.4 60.9 9,146 170,718 8.5 28.6 37.3 41.5 0.9 20.3 62.7 840,296 241,422 348,648 7,867 36,004 2,013 2,000 31,991 5.6 5.6 5.6 88.8 94.4 256,119 6,614 147,198 25,746 76,561 2.6 57.5 60.1 10.1 29.8 39.9 285,181 54,226 132,080 18,612 35.971 19.0 46.3 65.3 15.5 6.5 12.7 34.7 44.292 5,606,498 1,266,073 1,286,313 1,246,774 27.146 1.780.192 22.6 22.9 45.5 22.2 0.5 31.8 54.5 1,007,270 85,135 176,843 260,892 5,659 478.741 8.5 17.5 26.0 25.9 0.6 47.5 74.0 1,926,056 151,289 309,870 747,984 11,936 704.977 7.9 16.1 24:0 38.8 0.6 36.6 76.0 42,661 836,066 586,343 5.1 16.7 21.8 7.9 0.2 70.1 78.2 139,257 66.303 1,502 1,505,754 67.880 327,285 443,118 661,574 4.5 21.7 26.2 29.5 0.4 43.9 73.8 6,097 870,162 82,685 133,749 9.5 | 15.4 | 24.9 | 24.5 | 0.8 | 49.8 | 75.1 212,595 7,729 433,404 2,721,074 125,215 386,033 701,536 3,108 1,505,182 4.6 14.2 18.8 25.8 0.1 55.3 81.2 78,203 | 2,395,867 | 14.1 | 14.9 | 29.0 | .16.1 | 1.7 | 53.2 | 71.0 4,503,732 635,457 669,274 297,778 18.5 18.0 36.5 41.8 0.3 21.4 63.5 1,390,826 257,552 249,819 4,054 806,000 14.1 29.1 43.2 15.5 0.4 40.9 56.8 1,971,768 279,425 572,801 305,411 8,131 706,872 16.3 10.5 26.8 65.3 1.0 6.9 73.2 10,284,202 1,671,921 1,084,051 6,715,062 106,296 356,679 17.6 32.6 50.2 21.2 1.9 26.7 49.8 1,336,196 235,842 435,099 283,272 25,304 359,453 35,841 117,121 178,435 10.1 32.5 42.6 5.4 2.4 49.6 57.4 19,300 8,756

409,570 | 13,681,880 | 13.1 | 18.0 | 31.1 | 35.0 | 1.0 | 32.9 | 68.9

41,570,145 5,458,780

7,472,137 14,547,778

資料3

昭和50年度 対策別同和対策事業費調(府下全市町村)

(単位:千円)

							Α .	の財源に	内 訳				標	成	比		
		Z.	5	}	起事業費 A	国支出金 B	府支出金	地方保D	その ftg.	税 等 F	B	C A	B+C A	D A	<u>E</u>	F	D+E+F A
		0	住:	老整	育 17,702,423	6,138,648	2,369,397	7,563,702	37,564	1,593,112	34.7	13.5	48.2	42.7	0.2	0.9	43.8
	1 生	0	ut 1	防蚊	3,561,075	584,818	884,901	1,878,222	9,081	204,053	16.4	24.8	41.2	52.8	0.3	5.7	58.8
	活環境施設	3	₩	水路安	432,266	68,742	245,659	111,187	0	6,678	15.9	56.8	72.7	25.8	-	1.5	27.3
	整備	0	÷σ.	他整	2,277,172	360,813	381,645	1,508,501	2,000	24,213	15.8	16.8	32.6	66.2	0.1	1.1	67.4
	**	小		2†	23,972,936	7,153,021	3,881,602	11,061,612	48,645	1,828,056	29.8	16.2	46.0	46.2	0.2	7.6	54.0
	2	0	PA	保貨	2,374,988	55,762	836,713	1,355,585	72,212	54,716	2.3	35.2	37.4	57.1	3.0	2.3	62.8
遊 遊	社会福	@	保	Ħi	f 4.742.579	231,259	2,148,518	2,184,454	29,287	149,061	4.9	45.3	50.2	46.1	0.6	3.1	49.8
*	設祉	0	ŧ	o f	3,766,691	137,151	743,293	2,779,851	34	106,362	3.6	19.7	23.3	73.8	0.1	2.8	76.7
R	-	小		2†	10,884,258	424,172	3,728,524	6,319,890	101,533	310,139	3.9	34.3	38.2	58.1	0.9	2.8	61.8
	3	0	小・	ቀኇ፥	2 15,180,180	658,266	50,085	13,757,087	117,511	597,231	4.4	0.3	4.7	90.6	0.8	3.9	95,3
	教育関係施設整備	2	ŧ	ø €	2,914,447	4,793	796,119	2,006,084	0	107,451	0.2	27.3	27.5	68.8	-	3.7	72.5
	松 編	小		#	18,094,627	663,059	846,204	15,763,171	117,511	7(4,682	3.7	4.7	8.4	87.1	0.6	3.9	91.6
	4	₹ 0	鱼	2 5	1,781,074	14,820	200,834	1,332,188	126,662	106,570	0.8	11.3	12.1	74.8	7.1	6.0	87.9
			2 †		54,732,895	8,255,072	8,657,164	34,476,861	394,351	2,949,447	15.1	15.8	30.9	ഒ.0	0.7	5.4	69.1
蒾	2	re	Œ	43 5	27,993,456	696,582	2,280,615	302,466	1,515,579	23,198,214	2.5	8.1	10.6	1,1	5.4	82.9	89.4
	ሱ			21	82,726,351	8,951,654	10,937,779	34,779,327	1,909,930	26,147,661	10.8	13.2	24.0	42.0	2.4	31.6	76.0

3和50年度地方財政状況調査による 「自治大阪」から抜すい。

(単位千円) 選

-	160人权」/	アの扱うい。								(単位千円)
č	積立金	繰上信還金	横立金とり	実質単年度収支		考	地方交付税	財政力指数	経常収支	公债费
			くずし額	(F+G+H-1)	1 31. 3.31	術 稱	(交付,		比 率	比 率 (単年度)
	(G)	(H)	(1)	(1)	住民基本	(km ²)	不交付区分)	(3年平均)	(%)	(%)
39	-	39,026	-	△ 2,789,513	2,691,199	208.11	交 付	0.85	92.7	12.9
01	1,154	75.200	-	△ 1,281,447		132.92	交付	0.94	100.3	9.5
13 71	_	309,700	_	△ 2,256,613 △ 797,171		61.78 36.60	· 交 付 · 交 付	0.81 0.85	112.2 99.1	16.2
66	372	30,000	_	△ 1,367,594		104.95	交付	0.76	106.6	18.0 21.5
)7	-	21.400	-	△ 874,507		36.60	交付	0.87	97.8	10.3
78	-	274,900	-	△ 897,478		64.52	交 付	0.85	98.3	22.0
13	6,233	121,791	-	△ 672,789		41.26	交付	0.78	116.9	20.0
4	_	360.033 12.500	_	△ 178,481 △ 235,614		24.00 75.15	交 付 不 交 付	0.62 0.94	102.6 91.2	16.9
74	-	-	-	△ 391,074		13.13	交付	0.75	99.1	17.9 13.0
5	53,529	-		△ 140,326	174,908	69.97	交付	0.69	102.6	7.7
7	-	15,800	-	260,017		12.21	交付	0.79	113.7	17.4
)5)2	-	74,231	_	73,826		16.58	交付	0.47	93.5	12.9
5	12,428	201,600	_	△ 310,402 499,413		85.44 18.37	交 付 交 付	0.49 0.76	103.1 97.1	14.9 13.4
13	830	201,000		△ 2,173	98,923					
3	- 030	_	_	174,333	98,923	21.73 27.00	交 付 交 付	0.87 0.49	104.1 95.0	19.6 17.5
1	9,399	-	_	△ 19,222	91,207	39.67	交 付	0.51	89.3	12.9
8	-		-	11,798	87,131	50.80	交付	0.67	125.3	17.0
	408,918	-	308,918	84,711	80,418	48.35	不交付	1.04	86.0	5.8
0	-	-	-	△ 221,220	77,740	40.69	交 付 交 付	0.68	100.2	13.3
3	4.069 126.096	104,680	_	△ 243,712 101,113	75,567 68,692	15.71 109.60	交 付 交 付	0.77 0.62	109.6	20.4
9	250,000	_	_	158,301	65,718	103.00	不交付	1.16	72.8 88.2	9.8 16.8
6	53,804	-	70,500	△ 354,792	66,219	10.63	交付	0.74	105.4	16.8
3	21,895	_	-	△ 47,418	61,817	24.77	交 付	0.67	92.5	11.8
6	13,211	37,500 70,900	_	△ 31,334 △ 29,279	59,135 53,179	8.70 25.29	交 付 交 付	0.65	91.3	17.4
5	3,964	70,300	47,000	△ 185,571	51,821	18.90	交 付 交 付	0.53 0.44	103.8 99.2	21.9 19.1
5	109,018		75,172	△ 158,399	48,244	44.49	交 付	0.58	106.2	9.4
9	1,074,920	1,710,235	501,590	△ 9,333,104	5,194,918	1,290.13		0.78	101.6	15.3
3	11,523	7,250	20,000	109,336	37,585	36.43	交付	0.57	86.1	11.6
ř	191,773 61,459	_ [_	198,732 94,230	36,643 26,420	12.05 13.37	交 付 交 付	0.56 0.79	76.0	13.9
8	126,107	-	38,446	164,639	23,034	49.12	交 付 交 付 交 付	0.79	88.2 71.6	13.4 9.9
6	3,734	-	77,500	△ 208,802	22,380	16.82	交 付	0.80	133.5	18.9
В	5,835	-	-	47,383	18,497	17.21	交 付 交 付 交 付	0.58	90.0	13.4
ţ	717	_	_	84,538 △ 42,305	17,183 12,301	3.17 25.48	交 付 交 付	0.71	102.4	10.9
2	25,680	1,517		19,725	10,089	98.56	交 付	0.31 0.29	62.6 96.1	7.6 9.0
1	4,244	-	-	△ 6,667	7,878	2.12	交 付	0.37	83.5	9.0
5	6,038	724	-	△ 3,970	7,442	14.23	交付	0.34	93.5	8.2
	11,976	_	_	24,672 19,460	7,495 5,282	34.47 37.13	交 付 交 付	0.39 0.30	64.9 84.7	9.7 9.6
,	449,086	9,494	135,946	500,971	232,229	360.16	~ ''	0.55	87.8	12.1
2	1,524,006	1,719,729	637,536	△ 8,832,133	5,427,147	1,650.29		0.77	100.9	15.2
Ц	1,524,006	1,758,755	637,536	△ II,621,646	8,118,346	1,858.40		0.81	97.1	14.1

資料5-2 昭和50年度 市町村別、対策別同和対策事業費調 [関係市町村(除大阪市)]

普通建設事業費

(単位:千円)

							地生									(+1)	: 千円)
		€ 4	宋文	Α の	財政に	ng str		た	n	標	蚊	*		総事3	質の神	助对象状	R
市町村	総事業費 A	国 庫 支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	較財源 F	B	C	B+C A	D A	E A	FA	D+E+F A	補助対象 事業 a	A	単独事業 b	b A
A	1,067,905	153,533	362,335	489,211	0	62,826	14.4	33.9	48,3	45,8	-	5,9	51.7	2(7,980	23,2	819,925	76,8
В	87,291	8,450	27,156	49,823	114	1,768	9.7	31,1	40.8	5 7.1	0.1	2,0	59.7	20,352	23,3	66,939	76,7
С	195,485	55,200	75,341	33, 100	973	30,856	28.2	38,5	66.7	16.9	0,6	15.8	33,3	89,574	45,8	105,911	54.2
D	1,353,686	38,282	124,664	1,123,508	0	£.W	2.8	9,2	12.0	\$3.0	_	5.0	88.0	81,721	6,0	1,271,965	91.0
E	231,919	6,533	148,519	71,059	0	8,438	3,0	63.2	66.2	30,2	-	3.6	33,8	12,680	5,4	222,269	94.4
F	696,109	70,887	218.964	348,648	7,857	49,723	10.2	31,5	41.7	50.1	1.1	7,1	58,3	106,331	Б.3	589.778	84.:
С	2,083	0	0	0	2,000	83	-	-	-	_	96.0	4.0	100.0	0	_	2,063	100.0
Н	187,94	6,614	130,329	21,396	0	26,605	3,5	69,3	72.8	13.0	_	11.2	27.2	10,277	5.5	177,667	91.5
I	239,605	53,473	120,220	44,252	18,612	3,008	22.3	50,2	72,5	18.5-	7.8	1.2	27.5	152,446	€.8	77,139	32.2
J	3,627,831	1,157,208	1,124,262	1,246,774	0	59,607	33.0	31.0	er'0	34,4	_	1.6	36.0	2,510,551	9.2	1,117,280	30.8
. к	421,330	41,026	114,222	250,892	0	5,190	9.7	Z7-2	36.9	61.9	_	1.2	63.1	73,653	17.3	348,277	82.7
L	1,142,938	110,578	167,569	747,984	0	136,807	9,7	12.9	22.6	65,4	_	12.0	77.4	419,576	39,3	693,362	60.7
м	85,735	7,000	10,680	66,383	0	1,752	8,2	12.5	20,7	77.3	J-	2,0	79.3	10,504	12.3	75,231	87.7
N	728,683	23,354	243,565	443,118	0	18,646	3,2	33.4	36,6	60,8	-	2.6	63.4	344,330	67.3	384,353	32.7
0	234, 133	1,332	11,452	209,685	0	11,664	0,6	4.9	5,5	89,5	-	5,0	94,5	1,998	0,9	222,135	99.1
P	1,229,496	123,708	295,778	701,536	0	108,474	10,1	24.1	34,2	57,1	_	8.8	65,9	409,522	33.3	819,974	66.7
Q	2,077,511	582,900	415,545	724,931	17,926	336,209	28.0	20.0	48,0	34,9	0,9	16.2	52.0	1,557,391	75.0	520,120	25.0
R	1,011,943	255,679	190,686	573,623	0	_ 2,155	25.2	17.9	63,1	56.7	_	0.2	56.9	46,698	4£0	566,245	56.0
s	986,558	220,622	456,820	300,795	0	8,521	22.3	46.3	68.6	30,5	_	0.9	31.4	GH,259	62.3	372,289	37.7
т	9,624,525	f21'R2	1,005,776	6,715,062	86,238	146,342	17.4	10.4	27.8	69.8	0,9	1,5	72.2	6,044,111	62.8	3,580,424	35.5
ŭ	907,289	202,265	401,665	283,772	۰	20,087	22.3	44.3	66.6	31,2	_	2.2	33.1	367,757	C 7	519,532	57.5
v	150,562	27,745	72,391	. 19,300	6,212	34,894	17.3	. 45.1	52.6	12.0	3,9	21.7	37.4	48,265	30,1	112,277	69.
21	26,303,581	4,857,556	5,687,942	и,477,312	139,994	1,140,777	18.5	21.6	40.1	\$5.0	0,6	4,3	59-9	13,628,386	51,8	12,675,195	48.

昭和50年度大阪府下市町村普通会計決算状況

昭和50年度地方財政状況調査による 「自治大阪」から抜すい。

(単位千円)

総額	左	の財源(特	定財源のみ)	歳 出 総 額	左のうち普通	建設事業費	藏入歲出差引	翌年度へ繰	実質収支	単年度収支	積立金	繰上償還金	積立金とり	実質単年度収支	参	*	地方交付税	財政力指数	経常収支	
							(A)-(B)	り越すべき 財 源	(C)-(D)				くずし額	(F+G+H-I)	(51.3.31)	面 積	(交付、		比 率	比 率 (単年度)
)	国庫支出金	府支出金	地方債	(B)	決算額	税等	(c)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(1)	住民基本	(km ¹)	不交付区分)	(3年平均)	(%)	(%)
2,430	88,985,966	12,812,856	123,494,542	563,557,074	187,545,116	18,407,371	△ 4,374,644	1,513,945	△ 5,888,589	△ 2,828,539	_	39,026	_	△ 2,789,513	2,691,199	208.11	交 付	0.85	92.7	12.9
34,328 3,102	11,101,215	4,390,118	10,064,044	78,290,263	23,893,176		△ 4,605,935 △ 4,180,678	2,282,771 337,278		△ 1,357,801 △ 2,256,613	1,154	75,200	_	△ 1,281,447 △ 2,256,613	747,030 499,623	132.92 61.78	交 付 交 付	0.94	100.3 112.2	9.5 16.2
1,776	7,873,080 4,537,024	2,776,093 2,514,608	8,072,575 5,620,951	52,163,780 58,791,640	12,273,682 11,292,074	2,340,457	△ 1,019,864	544,938	△ 1,564,802	△ 1,106,871	_	309,700	-	△ 797,171	382,910	36.60	交付	0.85	99.1	18.0
9,832	5,173,430 2,515,330	1,768,643	11,913,073 5,504,394	43,235,318 29,448,502	17,909,331 9,801,812		△ 1,469,879 △ 228,670		△ 1,936,369 △ 1,162,694		372	30,000 21,400	_	△ 1,367,594 △ 874,507	329,229 293,209	104.95 36.60	交 付 交 付	0.76 0.87	106.6 97.8	21.5 10.3
2,052	3,189,928	1,304,175	2,837,236	29,459,832	8,218,713	3,065,355	△ 1,597,780	187,682	△ 1,785,462	△ 1,172,378	_	274,900	_	△ 897,478	301,268	64.52	交付	0.85	98.3	22.0
9,003	4,352,933	3,725,547 1,262,850	5,761,568	32,152,870	9,274,830 5,483,424		△ 2,173,867 △ 1,379,401	104,528 85,844	△ 2,278,395 △ 1,465,245		6,233	121,791 360,033	_	△ 672,789 △ 178,481	255,093 252,023	41.26 24.00	交付交付	0.78 0.62	116.9 102.6	20.0 16.9
8,166	2,919,311	1,328,627	4,130,744 5,309,273	24,968,999 22,394,811	8,742,995	1,888,005	53,355	18,355	35,000	△ 248,114	-	12,500	-	△ 235,614	206,413	75.15	不交付	0.94 0.75	91.2 99.1	17.9 13.0
0,392	2,415,163	994,448	3,200,491	18,194,276	5,040,586	819,516	·	30,869	△ 634,753			_	_	△ 391,074	173,470	13.13				
3,870 1,311	3,267,140 1,683,421	973,405 693,558	3,005,840 4,366,900	19,373,337 15,747,510	5,837,252 4,795,345	934,430 592,483	40,533 △ 936,199	185,276 39,968	△ 144,743 △ 976,167	△ 193,855 244,217	53,529	15,800	_	△ 140,326 260,017	174,908 139,387	69.97 12.21	交 付 交 付	0.69	102.6 113.7	7.7 17.4
8,546	1,412,390	679,467	2,335,805	11,823,057	3,360,388	409,840 764,012		45,308	△ 89,819 △ 298,020		_	74,231	_	73,826 △ 310,402	132,773 1187659	16.58 85.44	交 付 交 付	0.47	93.5 103.1	12.9 14.9
8,538 19,828	3,689,524 2,769,473	1,649,153 3,974,556	9,138,967 5,085,714	21,724,751 19,494,213	13,151,152 10,645,318	201,838		241,807 491		285,385	12,428	201,600	_	499,413	108,694	18.37	交 付	0.76	97.1	13.4
1,779	956,677	472,812	2,094,823	11,701,046	3,626,660	692,825	50,733	50,387	346	△ 3,003	830	_		△ 2,173	98,923	21.73	交 付	0.87	104.1	19.6
3,581	1,071,260	587,890 692,568	669,295 1,510,797	7,902,498 10,310,720	1,766,837 3,655,895	492,044 763,837	△ 408,917 22,608	11,297	△ 408,917 11,311	174,333 △ 28,621	9,399	_	_	174,333 △ 19,222	94,418 91,207	27.00 39.67	交 付 交 付	0.49	95.0 89.3	17.5 12.9
1,180	1,440,517	1,049,982 709,674	2,120,820 865,618	10,739,099 13,319,676	2,952,747 5,081,746	290,385 2,748,274	△ 587,919 607,209	14,323 310,359	△ 602,242 296,850	11,798 △ 15,289	- 408,918	-	308,918	11,798 84,711	87,131 80,418	50.80 48.35	交 付 不交付	0.67 1.04	125.3 86.0	17.0 5.8
0,522	1,178,746	771,509	1,556,533	8,421,064	2,704,900	530,682		97,695	△ 288,237	△ 221.220	_	_	_	△ 221,220	77,740	40.69	交付	0.68	100.2	13.3
3,866	981,617	361,704	2,641,000	9,804,550	3,986,542	828,484	259,316	245,294	14,022	△ 352,461	4,069	104,680	-	△ 243,712	75,567 68,692	15.71 109.60	交 付 交 付	0.77 0.62	109.6 72.8	20.4
7,288	896,998 840,390	506,217 494,366	1,017,113 1,352,500	8,007,603 8,240,501	3,856,310 3,024,544	914,869 489,659	159,685 118,923	35,260 42,263	124,425 76,660	△ 24,983 △ 91,699	126,096 250,000	_	-	101,113 158,301	65,718	10.32	不交付	1.16	88.2	16.8
5,246	1,345,637	278,353	1,279,100	8,633,561	2,380,998	320,764	△ 328,315	20,786	△ 349,101	△ 338,096	53,804	-	70,500	△ 354,792	66,219	10.63	交付	0.74	105.4	16.8
5,809	631,984 822,300	386,330 284,669	1,394,400 528,000	7,210,545 5,978,528	3,029,299 1,915,468	576,041 438,919	△ 154,736 203,624	- 12,691	△ 154,736 190,933		21,895	- 37,500	_	△ 47,418 △ 31,334	61,817 59.135	24.77 8.70	交 付 交 付	0.67 0.65	92.5 91.3	11.8 17.4
3,440	508,072	245,355	1,776,500	6,461,891	2,111,563	273,486	△ 178,451	30,000	△ 208,451	△ 113,390	13,211	70,900	-	△ 29,279	53,179	25.29	交 付	0.53	103.8	21.9
6,216	615,861 1,056,494	403,449 788,353	543,700 1,871,611	5,166,709 7,245,611	1,371,589 3,462,240	256,182 418,457	△ 80,493 △ 178,775	66,499	△ 80,493 △ 245,274		3,964 109,018	_	47,000 75,172	△ 185,571 △ 158,399	51,821 48,244	18.90 44.49	交 付 交 付	0.44 0.58	99.2 106.2	19.1 9.4
3,333	73,955,545	37,462,348	107,569,385	606,406,761	194,647,416	38,171,870	△19,213,428	6,442,483	△25,655,911	△11,616,669	1,074,920	1,710,235	501,590	△ 9,333,104	5,194,918	1,290.13		0.78	101.6	15.3
2,715	422,891	433,314	616,700	3,922,819	1,610,402	360,450	89,896	-	89,896	110,563	11,523	7,250	20,000	109,336	37,585	36.43	交付	0.57	86.1	11.6
4,157 7,163	418,281 187,308	138,827 197,283	1,330,200 377,100	4,305,940 2,364,828	1,962,215 725,599	326,926 201,707	8,217 82,335	10,666	8,217 71,669	6,959 32,771	191,773 61,459	_	_	198,732 94,230	36,643 26,420	12.05 13.37	· 交 付 · 交 付	0.56 0.79	76.0 88.2	13.9 13.4
6,805 0,996	182,887 236,553	230,754 138,014	667,400 339,900	3,173,921 2,744,433	1,242,242 715,195	345,288 70,325	72,884 △ 33,437	28,884 28,204	44,000 △ 61,641	76,978 △ 135,036	126,107 3,734	_	38,446 77,500	164,639 △ 208,802	23,034 22,380	49.12 16.82	交 付 交 付	0.54 0.80	71.6 133.5	9.9 18.9
6,382	140,122	165.423	650,200	2,318,885	995,982	163.832	97,497	20,204	97.497	41,548	5,835	_	77,500	47,383	18,497	17.21	交 付	0.58	90.0	13.4
2,399	160,482	124,731	419,700	1,677,239	490,839	50,190	85,160	-	85,160	83,821	717	_	_	84,538	17,183	3.17	交 付	0.71	102.4	10.9
9,551 3,835	75,019 89,059	79,035 392,290	74,200 134,826	1,139,626 1,355,764	418,436 533,225	280,211 47,896	69,925 78,071	- 67	69,925 78,004	△ 42,305 △ 7,472	25,680	1,517	_	△ 42,305 19,725	12,301 10,089	25.48 98.56	· 交 付 · 交 付	0.31	62.6 96.1	7.6 9.0
4,772	111,531	64,753	110,600	867,314	352,871	103,014	87,458	-	87,458	△ 10,911	4,244	. –	-	△ 6,667	7,878	2.12	交 付	0.37	83.5	9.0
9,189	30,534 91,124	173,330 207,969	234,600 292,851	936,917 1,231,955	471,831 641,403	72,795 115,563	32,272 129,927	 6,117	32,272 123,810	△ 10,735 24,672	6,038	724	_	△ 3,970 24,672	7,442 7,495	14.23 34.47	交 付 交 付	0.34 0.39	93.5 64.9	8.2 9.7
4,566	18,740	177,281	40,700	737,880	200,935	41,183	16,686		16,686	7,484	11,976			19,460	5,282	37.13	交付	0.30	84.7	9.6
4,412	2,164,531	2,523,004	5,288,977	26,777,521	10,361,175	2,179,380	816,891	73,938	742,953	178,337	449,086	9,494	135,946	500,971	232,229	360.16		0.55	87.8	12.1
		39,985,352	112,858,362	633,184,282	205,008,591	40,351,250	△18,396,537	6,516,421	△24,912,958	△11,438,332	1,524,006	1,719,729	637,536	△ 8,832,133	5,427,147	1,650.29		0.77	100.9	15.2
0,175	65,106,042	52,798,208	236,352,904	1,196,741,356	392,553,707	58,758,621	△22,771,181	8,030,366	△30,801,547	△14,266,871	1,524,006	1,758,755	637,536	△ 11,621,646	8,118,346	1,858.40		0.81	97.1	14.1

昭和50年度普通会計歳出における同和関係経費の状況(府下全市町村分)

普通会計	歳 出 額				左	の財	源	内訳				運営関	係経費	
			<u></u>		支 出	金		地力	ī 債	税	等			
全体 A	同和B	国庫支		府 支	出金		†	全体I	同和J	全体K	 同 和 L	全体M	同和N	全
		全体C	同和 D	全体E	同和F	全体G	同和H							
58,791,640	1,510,351	4,537,024	161,060	2,514,608	386,536	7,051,632	547,596	5,620,951	489,211	20,859,971	469,598	47,499,566	442,446	11
11,701,046	326,572	956,677	24,970	472,812	61,607	1,429,489	86,577	2,094,823	49,823	5,942,510	187,459	8,074,386	239,281	3.
29,448,502	672,454	2,515,330	77,805	1,393,869	121,308	3,909,199	199,113	5,504,394	33,100	14,423,862	438,301	19,646,690	476,969	9
43,235,318	2,480,454	5,173,430	78,386	1,768,643	209,909	6,942,073	288,295	11,913,073	1,177,098	17,515,024	945,636	25,325,987	1,126,768	17
22,394,811	843,657	2,919,311	47,102	1,328,627	282,549	4,247,938	329,651	5,309,273	71,059	11,035,548	433,801	13,651,816	608,708	8
13,319,676	840,296	1,219,636	71,641	709,674	241,422	1,929,310	313,063	865,618	348,648	4,855,034	170,718	8,237,930	144,187	5
2,744,433	36,004	236,553	0	138,014	2,013	374,567	2,013	339,900	0	1,453,232	31,991	2,029,238	33,921	
1,355,764	256,119	89,059	6,614	392,290	147,198	481,349	153,812	134,826	25,746	701,737	76,561	822,539	68,175	
1,231,955	285,181	91,124	54,226	207,969	132,080	299,093	186,306	292,851	44,292	599,388	35,971	590,552	45,576	
32,152,870	5,606,498	4,352,933	1,266,073	3,725,547	1,286,313	8,078,480	2,552,386	5,761,568	1,246,744	12,910,901	1,780,192	22,884,040	1,978,667	9
10,310,720	1,007,270	1,239,204	85,135	692,568	176,843	1,931,772	261,978	1,510,797	260,892	5,528,721	478,741	6,654,825	585,940	3
24,968,999	1,926,056	2,250,790	151,289	1,262,850	309,870	3,513,640	461,159	4,130,744	747,984	12,066,404	704,977	19,485,575	783,118	5
11,823,057	836,066	1,412,390	42,661	679,467	139,257	2,091,857	181,918	2,335,805	66,303	6,417,493	586,343	8,462,669	750,331	3
19,494,213	1,505,754	2,769,473	67,880	3,974,556	327,285	6,744,029	395,165	5,085,714	443,118	6,357,660	661,574	8,848,895	777,071	10
7,902,498	870,162	1,071,260	82,685	587,890	133,749	1,659,150	216,434	669,295	212,595	5,057,858	433,404	6,135,661	636,029	1
52,163,780	2,721,074	7,873,080	125,215	2,776,093	386,033	10,649,173	511,248	8,072,575	701,536	26,657,957	1,505,182	39,890,098	1,491,578	12
78,290,263	4,503,732	11,101,215	635,457	4,390,118	669,274	15,491,333	1,304,731	10,064,044	724,931	41,130,095	2,395,867	54,397,087	2,426,221	23
8,421,064	1,390,826	1,178,746	257,552	771,509	249,819	1,950,255	507,371	1,556,533	581,623	3,856,512	297,778	5,716,164	378,883	2
10,739,099	1,971,768	1,440,517	279,425	1,049,982	572,801	2,490,499	852,226	2,120,820	305,411	4,392,254	806,000	7,786,352	985,210	2
21,724,751	10,284,202	3,689,524	1,671,921	1,649,153	1,084,051	5,338,677	2,755,972	9,138,967	6,715,062	6,164,771	706,872	8,573,599	659,667	13
7,245,611	1,336,196	1,056,494	235,842	788,353	435,099	1,844,847	670,941	1,871,611	283,272	2,705,858	356,679	3,783,371	428,907	3
3,173,921	359,453	182,887	35,841	230,754	117,121	413,641	152,962	667,400	19,300	1,393,040	178,435	1,931,679	198,911	1
472,633,991	41,570,145	57,356,657	5,458,780	31,505,346	7,472,137	88,862,003	12,930,917	85,061,582	14,547,778	212,035,830	13,681,880	320,422,719	15,266,564	152
563,557,074	40,831,234	88,985,966	3,492,874	12,812,856	3,463,346	101,798,822	6,956,220	123,494,542	20,229,549	261,286,020	12,145,105	376,011,958	12,404,016	187
1,036,191,065	82,401,379	146,342,623	8,951,654	44,318,202	10,935,483	190,660,825	19,887,137	208,556,124	34,777,327	473,321,850	25,826,985	696,434,677	27,670,580	339
160,550,291	324,972	18,763,419	0	8,480,006	2,296	27,243,425	2,296	27,796,780	2,000	80,051,237	320,676	107,752,972	322,876	52
1,196,741,356	82,726,351	165,106,042	8,951,654	52,798,208	10,937,779	217,904,250	19,889,433	236,352,904	34,779,327	553,373,087	26,147,661	804,187,649	27,993,456	392

																										(早1)	.丁円)
1 建設	事業費										-			Σ	率(%)											
額	左のう	ち税等	D				т.	10				,	Ι,	7		7.7	,	,			.,						
和 P	全体Q	同和R	<u>B</u>	<u>C</u>	E	<u>G</u>	<u> </u>	K	$\frac{D}{2}$	<u>F</u>	H				F	<u>H</u>		L		0	N	P	Q	R	R	<u>N</u>	P
			A	A	A	A	A	A	В	В	В	В	В	С	E	G	I	K	A	A	В	В	0	Р	Q	M	0
,067,905	2,340,457	62,826	2.6	7.7	4.3	12.0	9.6	35.5	10.7	25.6	36.3	32.4	31.0	3.5	15.4	7.8	8.7	2.3	80.8	19.2	29.3	70.7	20.7	5.9	2.7	0.9	9.5
87,291	692,825	1,748	2.8	8.2	4.0	12.2	17.9	50.8	7.6	18.9	26.5	15.3	57.4	2.6	13.0	6.1	2.4	3.2	69.0	31.0	73.3	26.7	19.1	2.0	0.3	3.0	2.4
195,485	1,455,860	30,866	2.3	8.5	4.7	13.2	18.7	49.0	11.6	18.0	29.6	4.9	65.2	3.1	8.7	5.1	0.6	3.0	66.7	33.3	70.9	29.1	14.9	15.8	2.1	2.4	2.0
,353,686	2,835,261	67,232	5.7	12.0	4.1	16.1	27.6	40.5	3.2	8.4	11.6	47.5	38.1	1.5	11.9	4.2	9.9	5.4	58.6	41.4	45.4	54.6	15.8	5.0	2.4	4.4	7.6
234,949	1,888,005	8,438	3.8	13.0	5.9	18.9	23.7	49.3	5.6	33.5	39.1	8.4	51.4	1.6	21.3	7.8	1.3	3.9	61.0	39.0	72.2	27.8	21.6	3.6	0.4	4.5	2.7
696,109	2,748,274	49,723	6.3	9.2	5.3	14.5	6.5	36.4	8.5	28.6	37.1	41.5	20.3	5.9	34.0	16.2	4.0	3.5	61.8	38.2	17.2	82.8	54.1	7.1	1.8	1.8	13.7
2,083	70,325	83	1.3	8.6	5.0	13.6	12.4	53.0	_	5.6	5.6	_	88.8	_	1.5	0.5	_	2.2	73.9	26.1	94.2	5.8	9.8	4.0	4.0	1.7	0.3
187,944	47,896	26,605	18.9	6.6	28.9	35.5	10.0	51.8	2.6	57.5	60.1	10.1	29.8	7.4	37.5	32.0	19.1	10.9	60.7	39.3	26.6	73.4	9.0	14.2	55.5	8.3	35.2
239,605	115,563	3,008	23.1	7.4	16.9	24.3	23.8	48.6	19.0	46.3	65.3	15.5	12.7	59.5	63.5	62.3	15.1	6.0	47.9	52.1	16.0	84.0	18.0	1.3	2.6	7.7	37.4
,627,831	762,939	59,607	17.4	13.5	11.6	24.1	17.9	40.2	22.6	22.9	45.5	22.2	31.8	29.1	34.5	31.6	21.6	13.8	71.2	28.8	35.3	64.7	8.2	1.6	7.8	8.6	39.1
421,330	763,837	5,190	9.8	12.0	6.7	18.7	14.7	53.6	8.5	17.5	26.0	25.9	47.5	6.9	25.5	13.6	17.3	8.7	64.5	35.5	58.2	41.8	20.9	1.2	0.7	8.8	11.5
,142,938	665,897	136,807	7.7	9.0	5.1	14.1	16.5	48.3	7.9	16.1	24.0	38.8	36.6	6.7	24.5	13.1	18.1	5.8	78.0	22.0	40.7	59.3	12.1	12.0	20.5	4.0	20.8
85,735	409,840	1,752	7.1	11.9	5.7	17.6	19.8	54.3	5.1	16.7	21.8	7.9	70.1	3.0	20.5	8.7	2.8	9.1	71.6	28.4	89.7	10.3	12.2	2.0	0.4	8.9	2.6
728,683	201,838	18,646	7.7	14.2	20.4	34.6	26.1	32.6	4.5	21.7	26.2	29.5	43.9	2.5	8.2	5.9	8.7	10.4	45.4	54.6	51.6	48.4	1.9	2.6	9.2	8.8	6.8
234,133	492,044	11,664	11.0	13.6	7.4	21.0	8.5	64.0	9.5	15.4	24.9	24.5	49.8	7.7	22.8	13.0	31.8	8.6	77.6	22.4	73.1	26.9	27.8	5.0	2.4	10.4	13.3
,229,496	2,360,599	108,474	5.2	15.1	5.3	20.4	15.5	51.1	4.6	14.2	18.8	25.8	55.3	1.6	13.9	4.8	8.7	5.6	76.5	23.5	54.8	45.2	19.2	8.8	4.6	3.7	10.0
,077,511	9,040,470	336,209	5.7	14.2	5.6	19.8	12.9	52.5	14.1	14.9	29.0	16.1	53.2	5.7	15.2	8.4	7.2	5.8	69.5	30.5	53.9	46.1	37.8	16.7	3.7	4.5	8.7
,011,943	530,682	2,155	16.5	14.0	9.2	23.2	18.5	45.8	18.5	18.0	36.5	41.8	21.4	21.8	32.4	26.0	37.4	7.7	67.9	32.1	27.2	72.8	19.6	0.2	0.4	6.6	37.4
986,558	290,385	8,521	18.4	13.4	9.8	23.2	19.8	40.9	14.1	29.1	43.2	15.5	40.9	19.4	54.6	34.2	14.4	18.4	72.5	27.5	50.0	50.0	9.8	0.9	2.9	12.7	33.4
,624,535	764,012	146,242	47.3	17.0	7.6	24.6	42.1	28.4	16.3	10.5	26.8	65.3	6.9	45.3	65.7	51.6	73.5	11.5	39.5	60.5	6.4	93.6	5.8	1.5	19.1	7.7	73.2
907,289	418,457	20,087	18.4	14.6	10.9	25.5	25.8	37.3	17.6	32.6	50.2	21.2	26.7	22.3	55.2	36.4	15.1	13.2	52.2	47.8	32.1	67.9	12.1	2.2	4.8	11.3	26.2
160,542	345,288	34,894	11.3	5.8	7.3	13.1	21.0	43.9	10.1	32.5	42.6	5.4	49.6	19.6	50.8	37.0	2.9	12.8	60.9	39.1	55.3	44.7	27.8	21.7	10.1	10.3	12.9
,303,581	29,240,754	1,140,777	8.8	12.1	6.7	18.8	18.0	44.9	13.1	18.0	31.1	35.0	32.9	9.5	23.7	14.6	17.1	6.5	67.8	32.2	36.7	63.3	19.2	4.3	3.9	4.8	17.3
,427,218	18,407,371	1,808,574	7.2	15.8	2.3	18.1	21.9	46.4	8.6	8.5	17.1	49.5	29.8	3.9	27.0	6.8	16.4	4.6	66.7	33.3	30.4	69.6	9.8	6.4	9.8	3.3	15.2
,730,799	47,648,125	2,949,351	8.0	14.1	4.3	18.4	20.1	45.7	10.9	13.3	24.2	42.2	31.3	6.1	24.7	10.4	16.7	5.5	67.2	32.8	33.6	66.4	14.0	5.4	6.2	4.0	16.1
2,096	11,110,495	96	0.2	11.7	5.3	17.0	17.3	49.9	-	0.7	0.7	0.6	98.7	-	0.0	0.0	0.0	0.4	67.1	32.9	99.4	0.6	21.0	4.6	0.0	0.3	0.0
,732,895	58,758,621	2,949,447	6.9	13.8	4.4	18.2	19.7	46.2	10.8	13.2	24.0	42.0	31.6	5.4	20.7	9.1	14.7	4.7	67.2	32.8	33.8	66.2	15.0	5.4	5.0	3.5	13.9

111 「特別措置法」残り2ヶ年の段階における行財政の状況

資料 5-3 昭和50年度 市町村別、対策別同和対策事業費調 (関係市町村(除大阪市))

運営関係経費

(単位:千円)

															T/3/
			E # # 1	R A の #	1 举 内 3	κ			左の) 15 ,	或 寒				
市町村	総事業費 A	国庫支出金 B	府支出金 C	地方俄	その他 E	⋯穀財務 F	<u>B</u>	<u>C</u>	B+C A	D A	<u>E</u>	F_A	D+E+F A	(5	*
A	442,446	7,527	24,201	0	3,946	406,772	1.7	5.5	7.2	_	0.9	91.9	92.8		
В	239,281	16,520	34,451	0	2,599	185,711	6.9	14.4	21.3	-	1.1	77.6	78.7		
С	476,969	22,605	45,964	0	965	407,435	4.7	9.7	14.4	-	0.2	85.4	85.6		
D	1,126,768	40,101	85,245	53,590	69,425	878,404	3.6	7.6	11.1	4.8	6.2	77.9	88.9		
E	608,708	40,169	134,030	0	9,146	425,363	6.6	22.0	28.6	-	.1.5	69.9	71.4		
F	144,187	754	22,438	D	o	120,995	0,5	15.6	16.1	_	-	83.9	83.9		
С	33,921	o	2,013	Ü	(1	31,908	-	5.9	5.9	-	-	94.1	94.1		
н	68,175	0	16,869	1,350	t)	49,956	-	24.7	24.7	2.0	-	73.3	75.3		
I	45,576	753	11,860	0	0	32,963	1.7	26.0	27.7	_	-	72.3	72.3		
J	1,978,667	68,865	162,071	0	27,146	1,720,585	3.5	8.2	11.7	-	1.4	86.9	88.3		
к	585,940	44,109	62,621	0	5,659	473,551	7.5	10.7	18.2	_	1.0	80.8	81.8		
L	783,118	40,711	162,301	6	11,936	568,170	5.2	20.7	25.9	-	1.5	72.6	74.1		
м	750,331	35,661	128,577	0	1,502	584,591	4.8	17.1	21.9	-	0.2	77.9	78.1		
×	777,071	44,526	83,720	0	6,097	642,728	5.7	10.8	16.5	_	0.8	82.7	83.5		
0	636,029	81,353	122,297	2,910	7,729	421,740	12.8	19.2	32.0	0.5	1.2	66.3	68.0		
P	1,491,578	1,507	90,255	0	3,108	1,396,708	0.1	6.1	6.2	_	0.2	93.6	93.8		
ď	2,426,221	52,557	253,729	0	60,277	2,059,658	2.2	10.4	12.6	-	2.5	84.9	87.4		
R	378,883	2,073	69,133	8,000	4,054	295,623	0.5	18.2	18.7	2.1	1.1	78.0	81.2		
s	985,210	59,003	115,981	4.616	8,131	797,479	6.0	11.8	17.8	0,5	0.8	80.9	82.2		
Т	659,667	754	78,275	0	20,008	560,630	0.1	11.9	12.0	-	3.0	85.0	88.0		
ប	428,907	33,577	33,434	O.	25,304	336,592	7.8	7.8	15.6	_	5.9	78.5	84.4		
ν	198,911	8,096	44,730	0	2,544	143,541	4.1	22.5	26.6	-	1.3	72.1	73.4		
ž†	15,266,564	601,224	1,784,195	70.466	269,576	12,541,103	3.9	11.7	15.6	0.5	1.8	82.1	84.4		

		·	
**************************************	 		<i>u</i>

資料6-2 昭和50年度 同和対策事業費財源構成調〔関係市町村(除大阪市)〕

									ם	通建記	文事:	荣費							(34:	化二百
			莱	名	£#1			о № 3	好 界	:	1	_	標	15	1	\$/		補助 事業費	1.	-
	_		*	40	24,	A支出			R そのfi D 1		1 -2	A	- B+ A	C D A	E	FA	_ D+E+	F 単 独	b A	S
,	. 9	Eif	双块扩	级数	宜 12.64.	25 4,094,7	3,505,8	\$8 4,270,5	6 48,60	5 545,08	7 32.	8 28.	2 61.0	34,3	0.	(.3	38,0	8,993,18	72.1	
	Γ					+	+	-	-	+	+-	+	+-			+-	+	3,471,740	2 2.9	-
	Q) 1	ŧŧ	\$	9,159,	48 3,552,6	20 1,994,30	21 3, 133, 50	37,56	417.14	38.1	3 21.1	60.6	34.2	0.4	4.8	39.1	7,900,535	+	
							†	+			1	+	+	+	-	+	+	268,018	+-	\vdash
	(3) ji	IR	\$2 1	1,598,3	167.8	84,2	136,52	2 9,081	80,63	3 10,5	1 55.3	65,8	28.6	0.6	5.0	34,2	1,330,290	+	1
	3	ר (- 排:	水整金	432.2	6 68,7	2 245,65	9 111, 18	, ,	6,67	15.9	56.8	72,7	25,8	<u> </u>	1.5	-	106,206	24.6	
	L									,,,,,							27.3	326,060	75.1	1
	3			D fi	1,275,2	3 305,59	3 381,64	5 589,33	2,000	16.630	24.0	29.9	53.9	44,6	0.2	1,3	46.1	718,428	56,3	
_	!				-		-	-			-	-	<u> </u>	-	↓_	<u> </u>	-	556,783	43,7	
2.	. 社	会福	扯施	12 5 5	4,181,3	3 160,87	1,487,35	2,350,271	29,321	153,525	3.8	35.6	39.4	56,2	0.7	3.7	60,6	3,563,476	14.8	
			_		1		-			<u> </u>	-		-		-	\vdash	-	43,662	85.2 7.9	
	9	FR	ß	R £	551,74	11,76	274,822	244,915	0	23,245	2.1	49,5	51,6	44.2	-	4.2	48,4	511,080	92.1	
	@	保	7	f #	1,928,94	111,60	846,31;	841,825	29,26	99,875	5,8	43,9	45,7	13,6	1,5	5.2	50,3	47,485	22.2	
	_				-			<u> </u>			_	-		_				1,501,459	77.8	
	3	ŧ	σ	fé	1,697,66	37,476	366,221	1,283,531	34	30,405	2,2	21,6	23.8	74.4	0.0	1.8	76,2	146,730	8.6	
					-		-		-	-	_	\vdash	-	-	-	-	-	1,550,937 37,388	91.4	_
3	Q.	林力	聚業	関係	927,453	12,000	129,413	780,389	6	5,588	1.3	14.0	15,3	84.1	0.0	0.6	84.7	890,064	96.0	
4	商	I	, in	· 44	2,827	0				25,827	_		-	_	_	100,0	100.0	0	0.0	
																100.0	100.0	25,827	100.0	
5.	教育	re:	sie:	整督	8,547,156	587,068	536,131	6,964,445	61,966	397,546	6.9	6,3	13.2	81.4	0.7	4,7	86,8	3,970,703	46,5	
Г		_																4,574,453	53.5	
	0	小	ф:	字校	7,260,255	587,068	40,581	6,383,649	61,966	386,991	8,1	0.6	8,7	85.1	0,9	5.3	91,3	3,970,703	51.7	
-			_															3,287,552	45,3	
	0	ŧ	Ø	他	1,286,901	. 0	495,550	780,796	٥	10,355	-	38.5	38,5	50.7	-	0.8	61,5	1,286,901	0.0	
5	_	_			WT. 4							,						7,235	4.6	
1	τ '		4 5	. #	156,368	2,820	29, 183	111,661	0	13,204	1.8	-18.6	20.1	71,2	_	8.4	79.4	149,633	95,4	
		21			26,303,581	4,857,556	5,687,942	14,477,312	129,974	1,140,777	18,5	21,6	40.1	\$5.0	0.6	4,3	59.9	13,628,386	51.8	
															~~			12,675,185	48.2	

資料6-1 昭和50年度 同和対策事業費財源構成調(関係市町村(除大阪市))

括

単位・千円)

										,	Nő.	32	1	•					(単位	2:千円)
								左の	財政	内訳				Ħ	,	成	*			
	*		菜	4	3	総事業費 A	国 庫 支出金 B	府支出金 C	地方僚 D	その他 E	投 \$	BA	CA	B+C A	D A	E	FA	D+E+F	 個	*
1.	. :	活用	地	ŧΩ	整備	13,466,123	4,140,242	3,554,994	4,273,346	115,003	1,382,538	30,7	26,4	57.1	31,7	0,6	Ю,3	42,9		
	0	fi	E 4	: 5	爾	9,965,733	3,598,073	2,026,714	3, 136,302	83,902	1, 120,722	36,1	20,3	56,4	31.6	0.8	11.2	43.6		
	0	ž	1	: 12	備	1,612,319	167,834	884,233	456, 322	9,081	9,619	10,4	54,8	65.2	28.3	0.6	5,9	34.8		
	3	7	排	水!	を 備	432,266	68,742	245,639	111,145	0	íes	15,9	56,9	72,8	25.7	_	1,5	₹,2		
	3)	ą		n	他	1,155,806	305,593	398,388	569,335	22,000	180,489	21,0	2.4	48,4	39,1	1,5	11.0	51.6		
2.	社	会報	(#±1	ED!	交響	10,641,327	665,996	2, 129, 203	2,350,980	136,213	5,338,968	6.4	20,0	25.1	22.1	Ľ3	50.2	72,6		
	0	æ	;	保	Æ	2,254,776	31,354	336,296	245,321	22,461	1,419,344	1.4	23,8	25.2	10,9	1,0	62.9	74,8		
	9	ß	:	Ħ	所	5,822,322	616, 106	1, 195, 461	842,135	91,436	3,134,184	10.5	20,3	30,8	и,3	1,6	53,3	69,2		
	3	ŧ		ø	他	2,504,229	38,476	397,446	1,263,531	19,316	785,460	1,5	15.9	17.4	50,5	0.8	31,3	82,6		
3	a	林,	kæ	套目	i (s	1,022,135	12,000	147,851	833,779	£	28,443	L2	Н.5	15.7	31,5	0.0	2.8	81.3		
4	商	3	C	Πē	傑	94,349	0	15,781	0	0	78,568	-	16.7	16.7	-	1 :	83,3	83,3		
5.	tx.	FR	係	E225	交編	10,916,135	589,529	1,056,741	6,961,445	63,403	2,242,017	5,4	9,7	. 15.1	63,8	0,6	20,5	81.9		
	Ð	4		P \$	tz	7,882,774	589,017	146, 203	6,183,649	ಪ್ರಚಾ	901,829	7,5	1.9	9,4	78.4	0.8	11,4	90.6		
	2	ŧ		o .	他	3,033,361	512	910,538	780,796	1,327	1,340,188	0.0	30.0	30.0	25,8	0,0	41.2	70.0		
6	ŧ	ø	他	2	箳.	5,430,076	31,073	567,567	125,221	94,889	4,611,325	0,6	10,5	ונו	2.3	IJ	. 84.9	88,9		
		1	Ħ			41,570,145	5,458,780	7,472,137	14,547,778	409,570	17/88/1880	n,ı	14.0	31,1	35,0	1,0	32,9	68,9		

115 「特別措置法」残り2ヶ年の段階における行財政の状況

資料7 昭和50年度同和対策事業にかかる 同和対策事業債の状況〔関係市町村(除大阪市)〕

(単位:千円)

	,					单位:十円。
市	同和	対策事業像	t	同和対策事業	美債にかかる元和	川償還金
村	借入額A	左の内10条指定分 B	<u>B</u> A	元利償還金 C	左の内10条適用分 D	DC
A	154,700	42,100	27.2	30,073	4,506	15.0
В	10,800	6,000	55.6	30,635	1,121	3.7
С	33,100	14,500	43.8	41,009	7,809	19.0
D	390,100	0	0.0	144,305	7,509	5.2
Е	55,100	2,700	4.9	85,618	12,631	14.8
F	319,800	23,100	7.2	16,616	4,724	28.4
G	0	00	0.0	0	0	0.0
Н	15,200	4,000	26.3	8,116	437	5.4
I	15,700	4,800	30.6	6,683	484	7.2
J	512,800	47,500	9.3	225,490	26,977	12.0
К	126,200	16,900	13.4	34,266	5,437	15.9
L	684,984	0	0.0	51,741	2,901	5.6
M	15,400	700	4.5	80,734	6,483	8.0
N	115,100	21,600	18.8	108,799	6,693	6.2
0	3,500	400	11.4	46,760	2,929	6.3
P	484,700	2,000	0.4	167,955	5,743	3.4
Q	73,400	6,000	8.2	129,765	2,348	1.8
R	97,700	2,800	2.9	34,009	2,428	7.1
S	153,000	6,700	4.4	124,607	4,049	3.2
Т	503,800	237,700	47:2	92,502	13,464	14.6
U	139,200	2,000	1.4	62,401	3,421	5.5
V	19,300	4,900	25.4	18,250	2,314	12.7
āţ	3,923,584	446,400	11.4	1,540,334	124,408	8.1

資料 6-3 昭和50年度 同和対策事業費財源構成調〔関係市町村(除大阪市)〕 運営関係経費

								当天日		-							(単位:千円)
					左 の	財源	内訳				Ħ	战	*				
	*	名	総事業費 A	国 庫 支出金 B	附支正面	地方貸	その他 E	税 等 F	B	C A	B+C A	D A	E A	FA	D+E+F	໘	*
1.	生活環境	能施設整備	1,001,198	45,453	49, 136	2,800	66,358	837,451	4,5	4.9	9.4	0.3	6,7	83.6	90,6		
	① 佳	宅整備	806,585	45,453	32,383	2,800	46,358	679,581	5.6	4.0	10.6	0.3	5,8	84.3	90.4		
	② if	路整備	14,011	0	0	0	0	14,011	-	-	_	_	-	100,0	100.0		
	3 Ti	排水整馏	0	0	0	٥	0	0	_	-	_	-	_	_	-		
	⊙ ₹	の 他	180,602	0	16,743	0	20,000	143,859	-	9,3	9.3	-	il.1	79.6	90.7		
2.	社会福祉	上施設整備	6,459,574	525,167	641,846	716	106,892	5, 185, 463	8.1	9,9	18,0	Q.O	1.7	80.3	82.0		
	0 🗯	保館	1,700,034	19,594	251,474	406	22,461	1,396,099	1,2	15.4	16.6	QC	1,3	82,1	83,4		
	② 1%	育所	3,963,378	501,463	349, 147	310	65,149	3,034,309	12.8	8.8	21,6	0.0	1,6	76,8	78.4		
	3 č	の fds	806,562	1,000	31,225	0	19,282	755,655	0.1	3.9	4.0	-	2.1	93,6	96,0		
3	具林水	產業関係	94,683	0	18,438	53,390	0	22,855	-	19.4	19.4	56,4	-	24.2	80.6		
4	商工	陌 係	68,522	0	15,781	0	0	52,741	-	23.0	23.0	-	-	77.0	77.0		
5.	教育開發	施設整備	2,368,979	2,461	520,610	0	1,437	1,844,47]	0.1	22.0	22.1	-	0,0	77.9	77.9		
	ወ 小	中学校	622,519	1,949	105,622	0	110	514,838	0,3	17.0	17.3	-	0.0	82.7	82.7		·
	2 t	の 他	1,746,460	512	414,988	0	1,327	1,329,633	0.0	23.9	23.9	-	0,0	76,1	76.1		
6	その:	他整備	5,273,208	23,253	538,384	13,500	94,889	4,598,122	0.5	10,2	10,7	0.3	1,8	87.2	89.2		
	21		15,266,564	601,224	1,781,195	70,466	269,576	12,511,103	3,9	11.7	15,6	0,5	1.8	82.1	84.4		

117 「特別措置法」残り2ヶ年の段階における行財政の況状

「特別措置法」以後の同和対策事業費の状況(府下全市町村) (単位: チワ!) 資料9

_													(101	位:千円)
_				左の	財選	内訳				財	源 構	蛟	比	
区分	年度	総額	国庫支出金	府支出金	地方值	その他	乾 35	В	С	B+C	D	E	F	D+E+F
-		A 12,501,175	B 2,205,781	C 1,828,246	3,471,5	E 424 00	F	A	A	Α	Α	Α	Α	A
	44	12,501,175	2,205,781	1,828,246	3,471,5	13 434.99	4,560,607	17.64	14.62	32.26	27.78	3.48	36.48	67.74
	45	23,059,419	3,813,148	2,967,971	8,309,6	3 440,92	7,527.730	16.54	12.87	29.41	36.04	1.91	32.64	70.59
艳	46	38,046,818	5,682,491	5,310,253	13,523,6	5 658,34	12,872,067	14.94	13.96	28.90	35.54	1.73	33.83	71.10
*	47	47,968,569	5,596,450	9,278,023	17,699,7	5 659,023	14,735,348	11.67	19.34	31.01	36.90	1.37	30.72	68.99
菜	48	66,642,049	5,873,810	11,150,313	26,248,8	1,411,12	21,957,920	8.81	16.73	25, 54	39.39	2.12	32.95	74.46
段	49	83,500,890	6,885,424	15,893,899	26,533,8	9 1,600,940	32,586,768	8.25	19.03	27.28	31.78	1.91	39.03	72.72
	50	82,726,351	8,951,654	10,937,779	34,779.3	7 1,909,930	26,147,661	10.82	13.22	24.04	42.04	2.31	31.61	75.96
	81	354,4 45,271	39,008,758	57,366,484	130,566,6	6 7,115,282	120,388,101	11.01	16.18	27.19	36.84	2.00	33.97	72.81
	44	(79.9) 9,990,774	2,163,384	1,723,661	3,366,14	3 120,368	2,617,218	21.65	17.25	38.90	33.69	1.20	26.21	61.10
	45	(82.0) 18,901;038	3,723,176	2,851,604	7,955,25	8 349,896	4,021,104	19.70	15.09	34.79	42.09	1.58	21.27	65.21
¥	46	(79.6) 30 , 286 , 194	5,568,003	5,063,482	13,309,45	9 331,569	6,013,681	18.38	16.72	35.10	43.95	1.09	19.86	64.90
进建	47	(75.2) 36,061, 435	5,304,973	8,325,037	17,107,03	3 472,395	4,851,997	14.71	23.09	37.80	47,44	1.31	13.45	62.20
投事業	48	(75.9) 50,563,105	5,507,206	9,982,389	25,689,11	1 876,633	8,507,766	10.89	19.74	30.63	50.81	1.73	16.83	69.37
R	49	(72.2) 60,324,746	6,412,003	14,153,175	26,014,12	8 896,646	12,848,794	10.63	23.46	34.09	43.12	1.49	21.30	65.91
	50	(66.2) 54,732,895	8,255,072	8,657,164	34,476,86	394,351	2,949,447	15.08	15.82	30.90	62.99	0.72	5.39	69.10
	£†	(73.6) 260,860,187	36,933,817	50,756,512	127,917,99	3,441,858	41,810,007	14.16	19.46	33.62	49.04	1.31	16.03	66.38
	44	(20.1) 2,510,401	42,397	104,585	105,40	314,630	1,943,389	1.69	4.17	5.86	4.20	12.53	77.41	94.14
	45	(18.0) 4,158,381	89,972	116,367	354,38	5 91,031	3,506,626	2.16	2.80	4.96	8.52	2.19	84.33	95.04
運	46	(20.4) 7,760,624	114,488	246,771	214,20	6 326,773	6,858,386	1.48	3.18	4.66	2.76	4.21	88.37	95.34
岩関	47	(24.8) 11,907,134	291,477	952,986	592,69	2 186,628	9,883,351	2.45	8.00	10.54	4.98	1.57	83.00	89.55
保経	48	(24.1) 16,078,944	366,604	1,167,924	559,77	3 534,489	13,450,154	2.28	7.26	9.54	3.48	3.32	83.66	90.46
Ŕ	49	(27.8) 23,176,144	473,421	1,740,724	519,73	704,294	19,737,974	2.04	7.51	9.55	2.24	3.04	85.17	90.45
	50	(33.8) 27,993,456	696,582	2,280,615	302,46	6 1,515,579	23,198,214	2.49	8, 15	10.64	1.08	5.41	82.87	89.36
	2t	(26.4) 93,585,084	2,074,941	6,609,972	2,648,65	3 3,673,424	78,578,094	2.22	7.06	9.28	2.83	3.93	83.96	90.72

資料8

「特別措置法」以後の同和予算の推移

(単位:百万円)

IX	年度分	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	3†
国	の同和予算	2,723 (6,217)	4,236 (11,893)	6,301 (23,423)	9,793 (34,297)	15,894 (42,530)	24,797 (57,513)	37,862 (82,307)	101,606 (258,180)
市	普通会計載出 総額 A	372,555	454,696	560,989	674,783	826,724	1,098,930	1,196,741	5,185,418
町	同和関係経費 B	12,501	23,059	38,047	47,969	66,642	83,501	82,726	354,445
村	<u>B</u> %	3.4	5.1	6.8	7.1	8.1	7.6	6.9	6.8
	普通会計載出 総額 C	326,245	375,351	437,370	521,116	612,983	800,464	826,156	3,899,685
府	同和関係経費 D	6,652	9,798	14,261	21,162	24,955	28,845	26,663	132,336
	<u>D</u> %	2.0	2.6	3.3	4.1	4.1	3.6	3.2	3.4

(注) ①国の予算の() かは一般予算の同和枠分を含むものである。

②市町村については決算額である。

③大阪府については最終予算額である。

資料13

「特別措置法」以後の 同和対策事業債元利償還金の10条適用状況

(単位:千円)

年度区分	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	ät
同和 対策 事業 債 にかかる元利償還金 A		60,402	366,128	728,291	1,215,421	1,045,638	1,554,180	4,970,060
A のうち10条指定分 B		10,244	24,621	47,096	80,304	89,587	124,910	376,762
B/A %		17.0	6.7	6.5	6.2	8.6	8.0	7.6

「特別措置法」以後の年度別、対策別同和対策事業費調 資料11 (府下全市町村)

																		_				(単位	t : 1	円)
							8F. 17	z 81	*	A 2	,			×ο	財政	内訳			*	x	成	4	:	%
	Ø		Э		44	45	46	47	48	49	50	2† A	国支出金 B	府支出金 C	地方僚 D	その他 E	€ # F	В		B+C A	D A	E A	F	_
		0#	ŧ	2 2	5,081,563	8,556,358	10,880,419	12,719,207	13,553,114	15,601,492	17.702.423	84,094,576	25,926,461	17,491,349	28,626,948	1,479,528	10,570,290	30,8	20.8	51.6	3L)	1,8	12,6	65.6
	1	② II	n,	2 %	1,302,033	1,621,336	3,230,383	3,506,135	3,716,806	4,420,760	3,561,075	21,358,528	6, 112, 533	4,927,025	6,734,795	218,888	3,365,287	28,6	23,1	51,7	31.5	1.0	15.8	r7.3
	活環境庭	3) F:	2水	es e	408,360	713,071	623,600	696,900	408,644	707,723	622,266	3,990,564	926,608	1,642,789	1,070,362	88,342	252,453	23.2	41,2	6L.4	26.8	2.2	6,6	33,4
	整備	@ ŧ	ŋ	fts	397,258	600,904	1,238,300	1337853	1,920,367	1,365,676	2,27,172	8,963,699 -	648,448	1,241,109	6,777,349	6,722	289,871	7,2	13.8	21.0	75,6	0,2	3.2	78.8
		ሉ	1	#	7, 189, 214	11,491,669	15,972,702	18, 146, 064	19,598,931	72,035,651	23,572,536	118,407,157	33,614,050	25,302,272	43,229,454	1,793,480	H.487,911	28.4	21.4	69.8	36.5	1.5	12.2	48.7
¥		0 F	S	雜	234,524	603,081	551, 133	588,008	2,381,627	4,801,969	2,374,968	11,535,730	327,842	4,347,209	6,339,293	146,637	374,749	2,8	37.7	40,5	55.0	1,3	3.2	58.2
通生数	2 社会福	© #	* 19	· M·	630,756	725,211	1,749,034	2,713,655	4,220,006	3,873, 169	4,742,579	18,654,782	731,007	8,389,323	8,626,799	162,093	745,530	3.9	45.0	48,9	46,2	0.9	4.0	50.2
	社能投票值	⊙ ₹	ø	192	193,431	843,320	1, 152,619	2, 199, 907	4,873,153	5,370,82 5	3,766,691	18,399,946	397,530	4,651,816	12,318,985	1 7.1 23	854,292	2,2	25.3	27.5	€7.0	0,7	4.8	71.8
R		小	,	21	1,059,111	2, 172, 612	3,452,786	5,500,942	11,474,786	14,065,963	10,884,258	48,390,658	1,456,409	17,388,348	T.265,07	466,033	1,991,571	3.0	35,8	38.8	56.2	0,9	¥.1	60,3
	3	Œ 4	ф	912	1,494,536	4, 112, 234	9,568,014	8, 193, 086	15,084,319	18,65,62	15, 180, 180	72,069,821	1,792,806	305,394	45,934,106	730,606	23,306,709	2.5	0.4	2,9	63.7	1,1	2 ,3	96,0
	教育関係施設整備	Ø÷	o,	他	9,758	76,568	322,584	825,533	879,084	3,274,531	2,914,447	8,303,905	12.66	2,655,945	4,864,229	84,625	666,419	0.1	32,0	32.4	58,6	1.0	8,1	66,6
	_	<u>ተ</u>		31	1,504,694	4, 188, 802	9,890,598	9,020,019	15,963,403	21,711,583	18,094,627	80,373,726	1,825,493	2,961,539	50,798,335	815,231	23,973,128	2.3	3.7	6.0	63,2	1.0	29.8	93,0
	4	₹ Ø.		246	257,755	1,017,955	970, 108	3,394,410	3,525,985	2,531,549	1,781,074	13,488,836	T.865	5, 104, 353	6,625,127	367,094	1,354,397	0,3	I.8	23, 1	49.1	2.8	10.0	59, 1
			2†		5,990,774	18'301'038	30,286, 194	36,061,435	50,563,105	60,324,746	54,732,895	260,860,187	36,933,817	50,756,512	127,917,993	3,41,858	41,810,007	и.2	19.5	33,7	49.0	1.3	16.0	65.0
Æ	8	14 (#	47	2	2,510,401	4, 158, 341	7,789,624	11,907,134	16,678,944	23, 176, 144	T.993, 656	93,585,084	2,074,941	6,609,972	2,648,653	3,673,424	78,578,094	2.2	7,1	9,3	2.5	3.9	84,0	\$6.8
	숨		21		12,501,175	23,669,419	38,646,818	17,968,569	66,642,049	\$3,500,890	82,736,351	354, 445,271	29,0 03 ,758	5,366,484	£30,586,646	7,115,282	120,388,161	11.0	16, 2	7.2	36.8	2.0	34.6	70,9

資料10

「特別措置法」以後の普通会計と同和事業費の状況(歳出額) (府下全市町村)

								- 1 - 2/
年度	歳出総額 A	同和対策事業費 B	B/A %	Aのうち税等の額 C	Bのうち税等の額 D	D C %	C A %	<u>D</u> В %
44	372,554,944	12,501,175	3.4	192,658,735	4,560,607	2.4	51.7	36.5
45	454,695,609	23,059,419	5.1	235,183,158	7,527,730	3.2	51.7	32.7
46	560,988,939	38,046,818	6.8	276,619,257	12,872,067	4.7	49.3	33.9
47	674,782,626	47,968,569	7.1	331,062,238	14,735,348	4.5	49.1	30.7
48	826,723,593	66,642,049	8.1	425,122,451	21,957,920	5.2	51.4	33.0
49	1,098,929,856	83,500,890	7.6	578,008,954	32,586,768	5.6	52.6	39.0
50	1,196,741,356	82,726,351	6.9	553,373,087	26,147,661	4.7	46.2	31.6
ā†	5,185,416,923	354,445,271	6.8	2,592,027,880	120,388,101	4.6	50.0	34.0

「特別措置法」以後の同和事業費の状況(普通建設事業費) (府下全市町村) (単位:千円)

							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
年度	普通建設事業費 総額 A	同和対策普通建 設事業費 B	B/A %	Aのうち税等の額 C	Bのうち税等の額 D	D C %	<u>C</u> A %	<u>D</u> В . %
44	150,138,003	9,990,774	6.7	45,328,060	2,617,218	5.8	30.2	26.2
45	178,992,753	18,901,038	10.6	52,587,593	4,021,104	7.6	29.4	21.2
46	223,948,826	30,286,194	13.5	53,557,036	6,013,681	11.2	23.9	19.9
47	257,957,777	36,061,435	14.0	54,549,591	4,851,997	8.9	21.1	13.5
48	299,344,228	50,563,105	16.9	71,239,633	8,507,766	11.9	23.8	16.8
49	391,438,527	60,324,746	15.4	93,659,469	12,848,794	13.7	23.9	21.3
50	392,553,707	51,732,895	13.9	58,758,621	2,949,447	5.0	15.0	5.4
ät	1,894,373,821	260,860,187	13.8	429,680,003	41,810,007	9.7	22.7	16.0

資料14 同和対策事業特別措置法に基づく各種事業補助率一覧

	17 G			補	助率	
政令	区分	Ì	孩 当 事 業	施行前	施行後	事業主体
第1条	対象地域内で行われる事	8	集会所施設・設備整備費	_	2/3	市町村
第1項	業で補助率2/3である場合	1	同和対策事業施設・設備整備費	-	2/3	市町村、県
()内		E	地域し尿処理施設整備費 と蓄場汚水処理・解体施設整備費	_	2/3 2/3	市町村
1		1	簡易水道施設整備費	_	2/3	*
i		8	飲料水配管施設整備費	_	2/3	*
		<₽	社会福祉施設整備費(保育所、児童 館、母子健康センター)	_	2/3	*
		®	農山漁村同和対策費	_	2/3	市町村、団体
1		8	農業基盤整備費	_	2/3	市町村
1			漁港改修事業費 下水道工事費(都市下水路、公共下	_	2/3	,
		1	下小道3.字页(即印下小型、公共下 水道)		2/3	7
		(∰)	公園事業費 (児童公園)	-	2/3	*
1		(₩)	街路事業費(道路改良費、補裝改良	_	2/3	*
ı J		a	費、橋梁整備費) 消防施設等整備費		2/3	
			第二種公営住宅建設費	2/3	2/3	市町村、都道府県
		(39)	改良住宅建設費	2/3	2/3	*
		€	土地区画整理事業費	2/3	2/3	*
第1号	施設の運営費、職員設置	(2)	隣保館運営費	1/2	1/2	市町村
	費、事務費	(7)	児童館運営費	1/3	1/2	+
	(工事事業費、住宅改修	199	地方改善事業附帶事務費	1/2	1/2	都道府県
	資金を除く)	8	奏山漁村同和対策費(附帯事務費) 同和地区金融指導費	_	1/2 1/2	*
1		(A)	特別保育事業費	-	8/10	都道府県、市町村
第2号	都道府県(法令の規定に	(B)	巡回保健相談事業費	_	1/2	都道府県、特令市
()外	基づき特定の事業を都道	8	職業訓練所施設整備費	1/2	1/2	都道府県
	府県及び特定の市が行う	BBBB	職業訓練費	1/2	1/2	*
	こととされている場合に おける当該事業を行う市		職業訓練所設備整備費 地区整備費 (不良住宅の除却)	1/2	1/2 1/2	*
!	を含む)が行う同和対策		之色豆黄黄 (中央12-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	1/2	1/2	Ţ
	事業費					
第2号		ℬ	職業訓練受講奨励金、受講支度金	-	2/3	都道府県
()内	都道府県が行う同和対策	€	地区産業振興対策事業費(海外調査、	_	2/3	*
	事業費 (対象地域内の住民を対	(3)	見本収集、商品開発、市場開拓 トラホーム予防費	_	2/3	,
	象として行われているも	8	同和地区高等学校等進学奖励费	1/2	2/3	,
	の)	-				
第3号	市町村その他の団体が行	€	小規模事業指導費	1/2	1/2	符会工商
()外	う同和対策事業費 (間接補助)→(予算補	į				
	(間接補助) → (丁具補助)	1				
1	市町村その他の団体が行		泉山漁村同和対策費(事業費)	4/10-	2/3	市町村、団体
()内	う同和対第事業費	1	Mem (2017日7日7日7日7日 (学来女)	6/10	4/3	10-141 (01)
	(間接補助)	l		-,		
第4号	住宅改修资金贷付事業	€	住宅新築资金等貸付事業(新築资金、	1/4	1/4	市町村
			改修資金、宅地取得資金)			
	他の法令の規定により行	1				
	われる同和対策事業で当 該、他の法令の規定で補	1				
	助率 2/3 をこえる場合	ļ				
	(離岛、産炭地、新産都	1				+
İ	市等他の特別法と競合す	l				
1	る場合の取扱い)					
	法律で 2/3 を下まわる補助率を規定している同和		保育所施設整備費=児童福祉法 地区整備費(不良住宅の除却)=住	1/2	2/3 2/3	市町村

同和対策事業特別措置法により補助率が引き上げられるもの(政令規定分は除く)

	兹 当 事 業	補助	率	実施主体		該当事業		朝 昆	か 率	rt- ++- /4-
	* 4 6 %	施行前	施行後	天地土19		孩 当 事 業	<i>5</i> €	行前	施行後	実施主体
8	同和地区集会所設備費 同和地区集会所整備費	1/2 1/2	2/3 2/3	市町村	®	児童福祉施設等整備 (母子健康センター		/3	2/3	市町村
8888	同和対策事業施設整備費 地区整備費	1/2-2/3 1/2	2/3 2/3	*	●	水道施設整備費 (簡易水道)		-1/4	2/3	*
®	(仮設住宅) 下水道事業費	1/3	2/3	*	8	地域し尿処理施設整 児童福祉施設等整備		-1/4 /3	2/3	*
€	(都市下水路) 街路事業費 (二種のみ)(道路改良費 舗装新設費)	1/2	2/3	,	8	(児童館) 土地改良費 漁港整備費 (改修)		5/10 /2	2/3 2/3	,

資料12

「特別措置法」以後の年度別・市町村別同和対策事業費調 〔関係市町村(除大阪市)〕

普通建設事業費

_									Cax 7	- 荣賞								(単位:	+i'l
市			Œ.	B 84	* :	2 2	,			A O	財政	内訳				F	蛟		*	
村村	ł	45	46	47	48	49	50	2t A	国支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	₹ ∓	B	C	B+C A	D	E	F	D+F A
A	20,980	119,002	255,361	566,680	291,25	318,202	1,057,90	2,589,138	415,041	1,077,937	853,948	0	202,212	16.0	41.6	57.6	34,5	-	7.9	12.1
В	61,406	169,014	167,845	450,804	\$7,098	348, 143	87,291	1,341,601	149,194	551,470	596,913	271	40,750	11.1	41.3	21	41.5	0.1	3.0	47.5
С	145,251	285,583	1, 118, 992	2,534,361	858,397	411,614	195,485	5,559,783	815,061	1,063,888	2,791,302	83,094	783,68	14.7	19.5	34,2	50.3	Lt	H.I	61.1
D	229,808	516,260	781, 194	683,826	1,240,627	2,078,059	1,353,686	6,863,460	440,876	1,761,610	3,901,290	0	759,681	6.1	25,7	32.1	56,8	-	11.1	€.9
Ε	81,529	682,957	867,687	1,112,659	88,38	839,842	234,949	4,664,860	682,263	1,936,461	1,648,819	127,975	259,212	14.8	(L5	56,3	35.3	2.8	5,6	40,9
F	80,503	17,SH	371,553	678,291	563,287	fares	696, 109	3,310,575	451,986	ಬ್	1,095,622	7,857	*881,258	12.6	26.2	29.8	33.0	0.6	25.6	59.6
G	_	_	_	_	-	_	2,083	2,083	0	0	0	2,000	83	-	_	-	_	96.0	4.0	4,0
н	95,434	145,886	183,875	150,357	129,779	236,616	187,941	1,189,891	16,521	892,571	161,648	29,673	89,276	Ĺŧ	75.0	76,4	13.6	2,5	7,5	21,1
I	13,821	S1,163	17,238	39,03	93,390	207.622	239,605	661,861	75,506	357,300	140,149	19,181	23,725	21.4	60.0	7L(2L2	2.9	4.5	25.7
7	55,61	2,253,000	2,817,350	2,220,872	4,352,113	12130	3,627,831	19,407,984	1,388,629	C,261,510	9,727,756	72,61	1,556,637	T .5	22.0	29.5	50,1	0.3	30,1	60.2
ĸ	321,526	457,298	673,099	540,803	549,406	799, 119	421,330	3,762,579	409,438	882,686	1,868,516	118,972	682,917	-10.9	23,5	31.1	49.7	3,1	12.8	62,5
L	205,361	663,306	76,50	1,131,537	983,896	52(.561	1,142,538	5,797,961	834.530	1, 100,034	3,211,816	55,176	559,315	¥1.5	19.0	33,5	36.0	0,9	9,6	65,6
м	727,153	710,612	1,053,336	1,989,536	1,69,37	320,400	85,735	6,311,449	288,822	2,010,595	3,548,118	60,222	63,52	4.6	31.7	36,3	56.0	0,9	6.8	62.×
N	312,355	896,629	869,561	846,984	415,682	383,755	728,683	4,453,649	619,502	1,288,311	2,214,195	0	331.63	13.9	28,9	42,8	49,7	-	7,5	57.2
0	181,627	502,621	1,848,354	1,361,140	690,213	158, 156	234,133	4,579,041	63,76	1,041,439	2,892,013	21,743	567,101	9.1	20.9	30.0	58.1	0,5	11.3	69.5
P	1,007,730	1,527,534	1,660,709	2,331,921	1,696,670	2,752,777	1,229,696	12,231,640	2,575,519	1,407,382	4,919,573	SI,286	971,899	23.5	27.9	51,1	40,2	0.4	8.0	48.2
Q	(10, 146	1,164,131	1,505,530	3,240,925	4,568,301	5,177,491	2,077,511	18,141,035	3,862,625	(SSCIFT)	7,150,665	1,005,653	1,549,521	21,3	25,1	46.4	29.4	5.7	8,5	47.9
R	91,420	172,911	450,748	613,912	1,011,596	1,004,906	1,011,943	(,00,06	785,554	1,316,790	2,136,752	56,38 5	B4,955	5.7	29.7	G.I	48.2	Li	3,0	51,2
s	Z9,63	D1,671	632,849	1,015,977	990,050	3,644,409	986,558	7,720,151	580,987	2,814,362	3,716,149	3,422	605,231	7,5	36,5	41.0	48,1	0.1	7.8	55,9
T	62,174	66,773	573, 101	1,284,827	2,305,323	3,451,324	9,624,535	17,368,057	1,353,992	3,646,211	9,501,597	629,640	426,6T	19,3	21.0	40.3	51.7	2,5	2.5	57.2
υ	100,635	621,369	331,821	627,686	738,630	82,576	907,229	3,869,196	543,751	1,181,549	1,972,519	12,170	156,60	16.0	30,6	41.6	51.0	0,4	4.0	55,0
v	42,096	216,497	283,369	155,092	306,735	369,258	160,5(2	1,539,591	165,525	452,800	531,684	21,405	335, 174	ю.8	31.4	62.2	34,5	1.5	21.8	56,3
24	5,021,624	11,283,601	E.221.164	23,296,655	24,282,674	28,910,725	26,303,581	136,229,424	21,223,371	36,564,502	64,657,755	2,220,451	11,563,345	15,6	26,8	12,1	47,5	1,6	8,5	56.0

Gは50年度から関係市町村に含めた。

資料15

同和対策事業特別措置法第10条の適用状況

				Ţ	·
指定年度	所	T	省	国庫負担金・補助金の名称	事業の内容
	文	谘	省	社会教育施設整備費	同和地区集会所
				同和地区集会所整備費	
	厚	生	省	社会福祉施設整備費	隣保館・共同浴場・
				同和地区改善施設整備費	共同作業場等
45年度	農	林	省	農業振興費	農林漁業近代化施設
				農山漁村同和対策事業費	整備事業
	建	設	省	住宅地区改良費	
				地区整備費	
				(改良住宅建設用地取得造成費を除く)	
	厚	生	名	社会福祉施設等施設整備費	保育所・児童館・
	農	林	省	漁港施設費	母子健康センター
46年度				漁港改修貨等	漁港改修
	建	設	省	都市計画事業費	児童公園
				公園事業費	
				(児童公園)	
	農	林	省	土地改良事業費	同和対策農業基盤整
				ほ場整備事業費	備事業
	建	設	省	都市計画事業	都市下水道
47年度				都市下水道事業	
		•		街路事業	街路
	ÉI	治	省	消防施設等整備費	小型動力ポンプ
				市町村消防施設費	防火水槽
	厚	生	省	環境衛生施設整備費	地域し尿処理施設
				地域し尿処理施設整備費	
48年度	建	凯	省	道路事業費	道路
	•			地方道改修費	
				地方道改修費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·